

平成 14 年度
大規模駐留軍用地跡地利用推進調査

関係地権者等の意向醸成・活動推進調査

報告書

平成 15 年 3 月

宜野湾市

目 次

序章 業務の概要	1
序－1 業務の目的	1
序－2 業務にあたっての留意点	1
序－3 今年度の取り組み内容	5
序－4 業務の遂行体制	6
1 章 各取り組みの目的・目標と評価の内容	7
1－1 各取り組みの目的と展開イメージ	7
1－2 取り組みの目標と評価の内容	13
2 章 各取り組みの概要	19
2－1 市全体の将来像に関する合意を得るための地権者に対する取り組み	19
(1) 地権者懇談会の実施	19
(2) 情報誌ふるさとの発行	29
(3) 地権者情報のデータベース化	31
2－2 市全体の将来像に関する合意を得るための市民に対する取り組み	33
(1) 各種団体懇談会の実施	33
(2) 広報誌による PR	34
2－3 将来に向けた人づくりとしての取り組み	36
(1) 若手地権者懇談会の実施	36
(2) 小中学校における総合学習の展開に向けた準備	37
2－4 まちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み	39
(1) まちづくりイベントと合わせた PR	39
2－5 その他、地権者・市民等に向けた情報提供としての取り組み	41
(1) 情報提供窓口	41
(2) ホームページ	43
3 章 各取り組みの成果と今後の方向性	45
4 章 次年度取り組みプログラム	59
4－1 取り組み項目	59
4－2 スケジュール	63
参考資料	65
参－1 取り組みの全体経過	65
参－2 合意形成推進委員会設置要綱及び委員	68
参－3 懇談会を通じた地権者意向	70

序章 業務の概要

序章 業務の概要

序－１ 業務の目的

宜野湾市及び沖縄本島中南部都市圏の均衡ある発展を目指して、普天間飛行場跡地開発関連事業の円滑な推進を図ることは、当面における重要な課題である。

この様な課題を踏まえ、平成 13 年度において、地権者・市民への情報提供と意向把握、そして合意形成をいかにして進めるべきか、そのための方法論と全体プログラムの構築に向けて、地権者ヒアリングや各種団体等との意見交換会等を実施し問題点を把握した。さらに委員会、検討会議等を開催し、これら問題点を踏まえた方策について検討を進め、合意形成活動を展開していく上での理念や活動のメニューを示した関係地権者等意向把握全体計画を策定した。

平成 14 年度においては、この全体計画の内容と取り組みについて広く地権者・市民の理解を深め、今後の行動指針としてこの全体計画を認知してもらうことを目指す。また、全体計画に基づく取り組みの第一歩として、3 頁に示す第 1 ステージの取り組みイメージを踏まえつつ、今後の地権者・市民への情報提供、意向把握等の合意形成活動を確実に進めていくための基礎的な環境づくり（人材・場・組織づくり）を行うことを目的として、各種取り組みを実施するものとする。

■合意形成活動の指針となる全体計画の周知

■今後の合意形成活動を確実に進めていくための基礎的環境づくり

序－２ 業務にあたっての留意点

本業務は継続性を持つものであり、合意形成のための場づくり、人づくり、組織づくり等へと展開していくものである。

この様な業務の特性を十分に考慮した上で、着実に次ステップへ展開していくことを常に念頭に置き、業務に取り組むものとする。

また、各取り組みについては、その状況についての評価・検証を年度毎に適正に実施したうえで、次年度以降への展開を図るものとする。

さらに、本業務は、普天間飛行場跡地利用に関連する各種業務との関連性も強いことから、関連計画の進捗状況を把握しつつ、常に調整を取りながら実施する。

■普天間飛行場返還に向けた第1ステージ（当面5ヵ年）の取り組みイメージ

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
関係地権者等のまちづくりへの合意形成を図る上で前提となる条件（関連する計画策定等の流れ）	沖 縄 振 興 計 画				
	中南部都市圏調査	跡地利用基本方針			
	都 市 マ ス タ ー プ ラ ン （全体構想）	（地域別構想、重点整備地区計画）		跡地利用基本計画・周辺のまちづくり計画等	
合意形成活動の主たる目標	今後の地権者・市民への情報提供、意向把握や合意形成を確実に進められるような基礎的環境（人材・場・組織）づくり	地権者意向の重点的な把握による、跡地利用基本方針等の計画策定に向けた下地づくり	地権者及び市民に対し、都市マスタープランの周知を図るとともに、跡地利用基本方針案に関する意見を収集する	跡地利用基本方針の周知と、跡地利用計画・周辺まちづくり計画作成に向けた体制づくり、意向把握	跡地利用基本計画・周辺まちづくり計画案に対して解決すべき課題の整理と、解決方針についての意見、理解を得る
重点的に取り組むべき事項とその内容 （色区分は、まちづくりの主たる対象者の変化を示す） 黄色： 普天間飛行場及び周辺地権者 水色： 市民等 ↓ 計画が具体化するにつれて、地権者等に対する対応の重要度が高くなる	■地権者個別意向調査の前段としての情報提供と意向把握 【情報として提供する内容】 ○市街化編入や土地利用の再編、事業実施に伴う地権者への影響 ○返還後早期に土地活用を図ることの必要性（現段階から将来の生活設計を考える必要性）等 【意向把握する内容】 ○大枠での土地活用意向、市街化編入に対する不安、まちづくり全般に関する意見等 ⇒宜野湾市都市マスタープランへの地権者意向の提供 ■その他、若手のまちづくりへの参画や人材育成に向けた第一歩として、「若手検討組織の立ち上げ」、「まちづくり学習の準備」を行う。	■地権者個別意向調査での把握事項（想定） ○土地活用意向からみたボリューム把握 ・自己利用したいか、貸したいか、売りたいか ・住宅、店舗、工場、農業、墓地等、どのような活用をしたいか ○返還後の土地の位置（現位置を望むか、土地利用計画に合わせた位置を望むか） ○市街化編入後の土地活用の見通しや、税制上の不安 等 ↓ これら地権者意向に対する対応策等を宜野湾市都市マスタープラン、跡地利用基本方針等の中で検討。 ■その他、平成14年度から開始した長期的視点からの取り組み（若手地権者懇談会等）を継続的に実施し、次世代のまちづくり意識の底上げを図る。	■イベント、勉強会などを通じて、地権者・市民等に対し宜野湾市都市マスタープランの周知を図る。（この計画は、跡地利用基本計画等の策定にあたっての条件となることから、特に地権者等に対しては、その内容に関する理解を得ることが重要となる） ■各方面からのまちづくりアイデアの収集（跡地利用基本計画策定にあたっての材料として）等を通じて、まちづくり気運の醸成を図る。	■勉強会などを通じて跡地利用基本方針の徹底的な周知を図り、その内容に対する理解を得る。 ■地権者ワークショップ（周辺地権者含む）等、参加型による跡地利用計画案の作成 ■学識経験者、地権者、市民等からなる個別検討部会による跡地利用基本計画の検討 ・導入機能部会 ・交通体系部会 ・まちづくり手法部会 等 ↓ 跡地利用基本計画（複数案）の作成	■地権者個別意向調査（周辺まちづくり地権者含む）での把握事項（想定） ○個々の将来生活設計との整合性 ・現位置で土地活用の問題はないか、他のゾーンへいきたいか 等 ■飛行場に近接する周辺地区のまちづくりについて、その活動母体となる地元協議会の立ち上げ準備を行う。
上記内容を行う上での主な手段	地権者懇談会	地権者個別意向把握調査（第1段）	地権者勉強会		地権者個別意向把握調査（第2段）
	若手地権者等の懇談会	若手地権者等の懇談会	まちづくりイベント（フォーラム等）	・ワークショップ ・部会個別検討等	
	総合学習に向けた準備	小中学校等におけるまちづくり学習		公聴会等による案の絞込み	
	まちづくりイベント（PR）				
	ホ ー ム ペ ー ジ 、 情 報 誌 、 懇 談 会 等 を 通 じ た 情 報 提 供 ・ 意 向 把 握				

序－３ 今年度の取り組み内容

今年度の取り組みとしては、今後の合意形成活動を確実に進めていくための第一歩として、全体計画に示される基本理念に基づき、それぞれ以下のような取り組みを実施する。

全体計画に示される理念

- 地権者・市民等への情報公開
- まちづくりへの全員参画
- 次世代も参加しやすい環境づくり
- 地権者・市民主体で計画し、決定する納得によるまちづくりの推進

今年度の取り組み内容

【市全体の将来像に関する合意を得るための取り組み】

- 地権者に対する取り組み
 - ・地権者懇談会の実施
 - ・情報誌ふるさとの発行
 - ・地権者情報のデータベース化（最新情報の整理）
- 市民に対する取り組み
 - ・各種団体懇談会の実施
 - ・広報誌による取り組みのPR

【将来の人づくりに向けた取り組み】

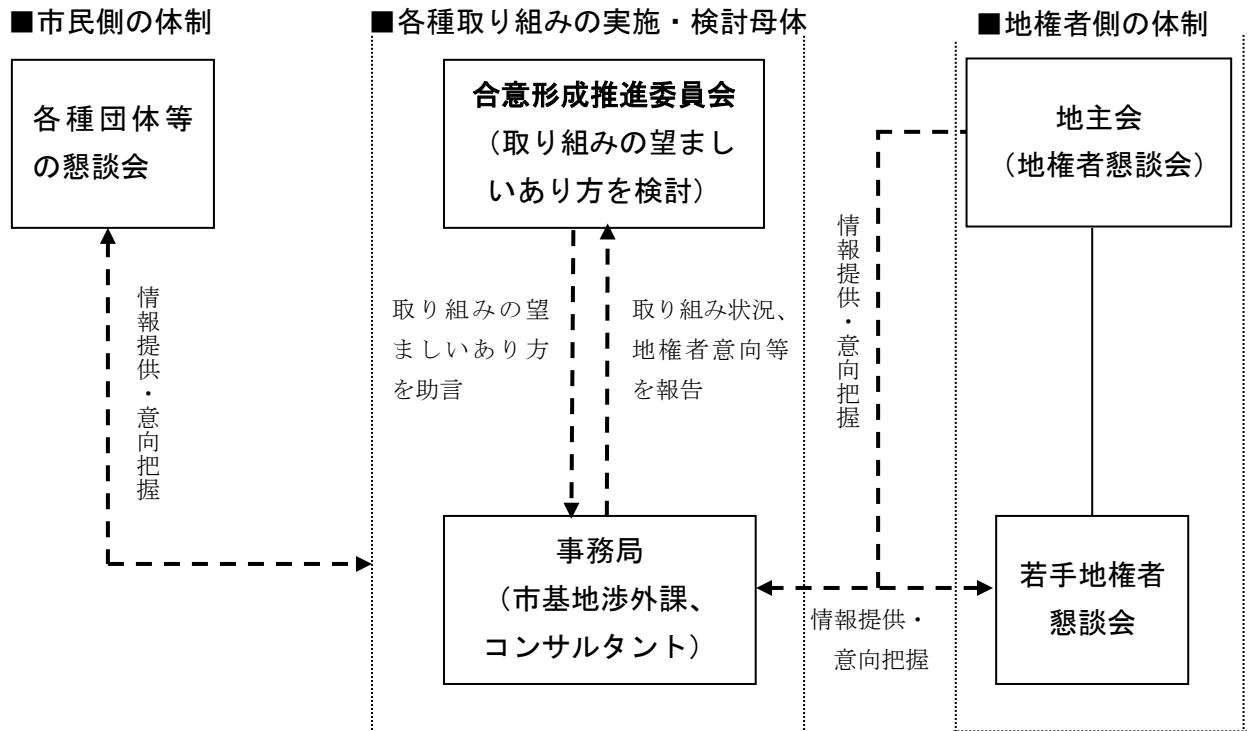
- 地権者に対する取り組み
 - ・若手地権者懇談会の実施
- 市民に対する取り組み
 - ・小中学校におけるまちづくり学習の展開に向けた準備

【まちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み】

- ・まちづくりイベントと合わせた普天間ブースの設置

序－４ 業務の遂行体制

本業務にあたっては、各取り組みを継続性を持って効果的に実施していくため、合意形成推進委員会により、取り組みの望ましいあり方を検討しつつ、以下の体制により遂行するものとする。



1 章 各取り組みの目的・目標と評価の内容

1章 各取り組みの目的・目標と評価の内容

1-1 各取り組みの目的と展開イメージ

(1) 第1ステージの長期的な目標と今年度の達成目標

取り組み項目		長期目標（第1ステージ）	今年度の達成目標
市の将来像に関する合意を得るための取り組み	地権者に対する取り組み	・すべての地権者（地主会未加入者含む）に情報提供できる環境をつくる	・地主会未加入者の状況把握
		・すべての地権者が理解できる情報を提供する	・懇談会等における理解度の把握 ・情報提供手段・方法の問題点の明確化
		・すべての地権者が意向を伝えられる環境をつくる	・懇談会等における発言状況の把握
		・地権者が計画づくりに参画できる環境をつくる	—
		・すべての地権者のまちづくりに対する意識を高める	・懇談会等の参加状況の把握 ・懇談会等における現状の関心度の把握
	市民に対する取り組み	・地主会のまちづくり組織としての強化	・若手地権者組織の立ち上げ
		・すべての市民に情報提供できる環境をつくる	・情報提供方法の問題点の明確化
		・すべての市民が意向を伝えられる環境をつくる	—
		・市民が計画づくりに参画できる環境をつくる	—
		・すべての市民のまちづくりに対する意識を高める	・普天間に対する関心度の把握
将来の人づくりに向けた取り組み	・市内組織の連絡体制を強化する	・各種団体懇談会等の実施体制上の問題点の明確化	
	・将来のリーダーとなり得る若手地権者を育成し、組織的な活動基盤をつくる ・義務教育の場において日常からまちづくりを考え、学ぶことのできる環境をつくる	・若手地権者組織の立ち上げ ・継続的实施に向けたテーマの明確化 ・総合学習における取り組みの可能性を整理	
まちづくり気運の醸成、ムードづくりとしての取り組み		・地権者・市民が一体となってまちづくりを考える気運をつくる	・イベントの実施状況と問題点を整理

(2) 今年度の各取り組みの目的と展開イメージ

①市全体の将来像に関する合意を得るための取り組み

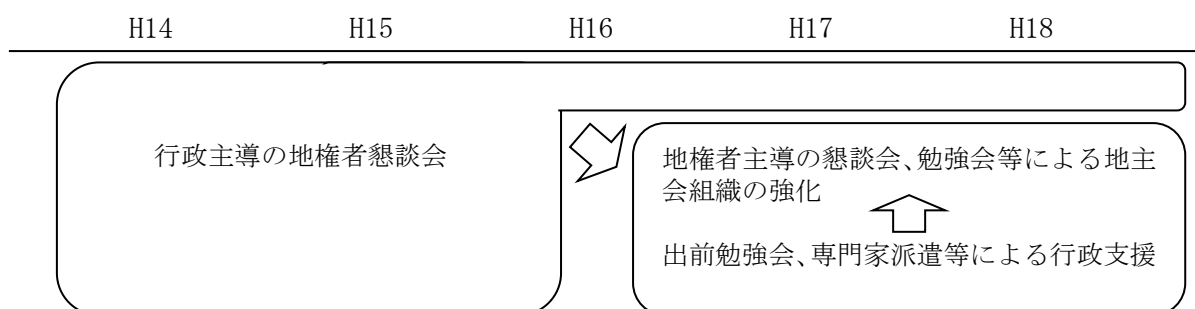
1) 地権者懇談会の実施

行政と地権者の直接的な対話の場を通じて、地権者にタイムリーな情報（跡地利用に対する国・県・市の取り組み状況、計画策定状況、基地状況等）を提供し、理解を得るとともに、それらを踏まえた上での意見交換の中から、地権者意向を把握することを目的として実施する。

また、これらの活動を通じて地権者のまちづくりに対する意識の向上を図るものとする。

- 普天間飛行場に関するきめ細かな情報の提供と理解
- 地権者意向や問題意識の把握と不安の解消
- まちづくりに対する意識向上

<地権者懇談会の展開イメージ>

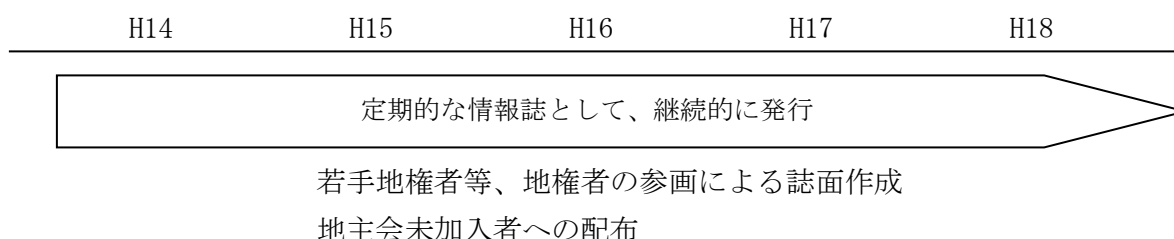


2) 情報誌ふるさとの発行

懇談会へ参加できない地権者等に対しても、タイムリーな情報（跡地利用に対する国・県・市の取り組み状況、計画策定状況、基地状況等）を提供することを目的として、情報誌ふるさとを定期的に発行する。

- 地主会加入全地権者に対する情報の提供

<情報誌ふるさとの展開イメージ>



3) 地権者情報のデータベース化

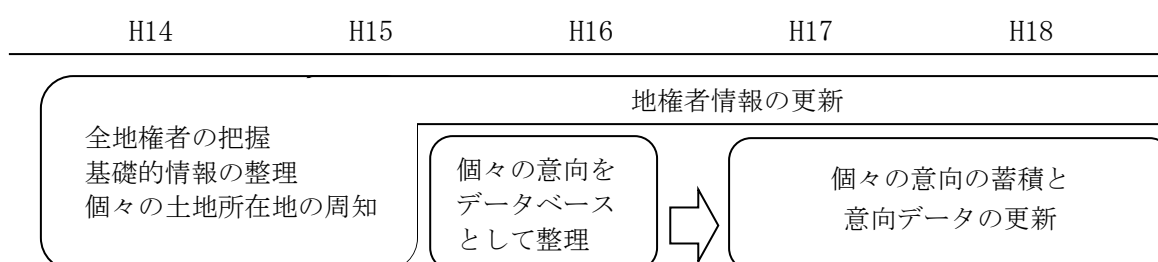
宜野湾市都市マスタープラン策定後、跡地の具体的な検討へと移行していく中で、現時点では地主会未加入者の情報は皆無に等しい状況にあるが、今後は未加入者を含めた全地権者に対して情報提供や意向把握を行っていく必要がある。また、これまでの懇談会等においては、「自分の土地所在地がわからないので示してほしい」といった意見が多く挙げられており、跡地の計画を今後考えていく上では、まず自分の土地がどこなのかを把握してもらう必要がある。

そこで本年度においては、地主会未加入者の把握や、個々の土地所在地の周知を図ることを目的として、地権者の基礎情報（現住所、跡地の土地所有状況等）を整理するものとする。

■地主会未加入者の把握

■地権者の基礎情報の整理と、個々の土地所在地の周知

<地権者情報データベースの展開イメージ>



4) 各種団体懇談会の実施

宜野湾市全体のまちづくりにも大きく影響を及ぼす普天間飛行場跡地利用に関する情報を提供するとともに、地権者の実情に対する理解を得ることや、地権者以外の視点から見たまちづくりに対する意向の把握などを行うことを目的として、各種団体（商工会、婦人会等）を対象とした懇談会を実施する。

■普天間飛行場に関する情報の提供

■地権者の実情に対する理解取得

■地権者以外の視点から見たまちづくりに対する意向把握

<各種団体懇談会の展開イメージ>



5) 広報誌によるPR

市民に対しても幅広く普天間飛行場に関する情報提供を行うことを目的として、広報誌の発行と合わせた折込誌面を発行する。

■市民への普天間飛行場の取り組み状況等に関する情報の提供

<広報誌の展開イメージ>

H14

H15

H16

H17

H18

普天間飛行場跡地利用に関する取り組み状況等の情報を継続的に提供

②将来に向けた人づくり（人材育成）としての取り組み

1) 若手地権者等懇談会の実施

普天間飛行場のまちづくりは、その規模や地権者数等から長期にわたるものとなり、若手のまちづくりへの参画と人材の育成は不可欠なものとなる。

そこで、本年度においては若手のまちづくりへの参画の第一歩として、若手地権者等を対象とした懇談会を実施し、若手の意向を把握するとともに、次年度から本格的な若手組織として活動を進める上での基礎づくりを行うことを目的として実施する。

■若手の意向や問題意識の把握

■若手が考える必要性についての理解を深め、自覚を促す

■次年度からの若手検討組織立ち上げに向けた体制づくり

<若手地権者等懇談会の展開イメージ>

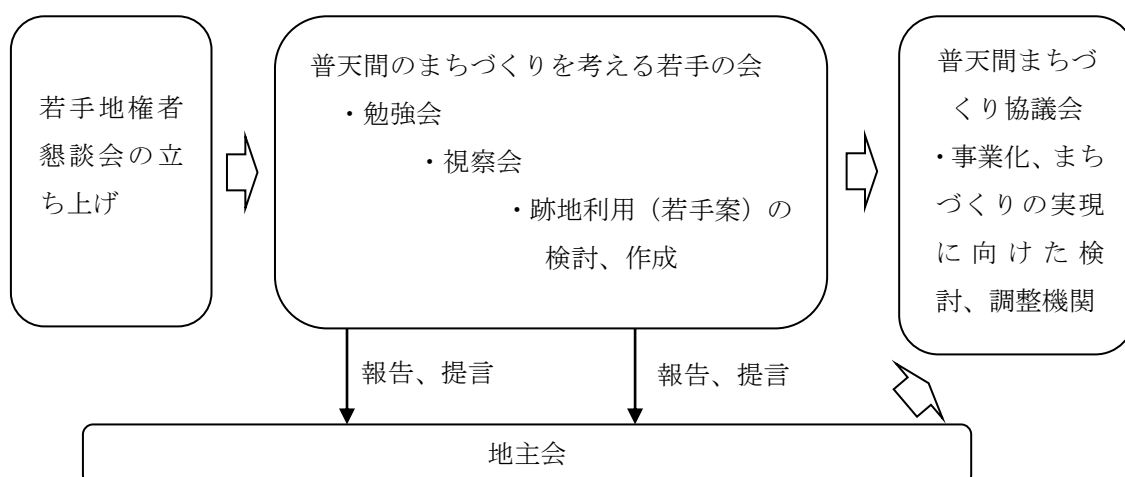
H14

H15

H16

H17

H18



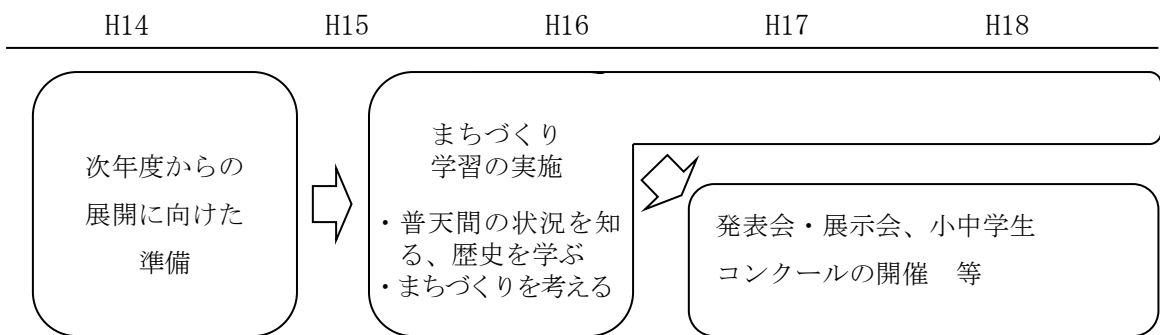
2) 小中学校における総合学習の展開に向けた準備

前述した通り、普天間飛行場のまちづくりは長期にわたるものとなることから、将来のまちを支えることになる若い世代にも今からまちづくりに対する感心を持ってもらうことが大切となる。

そこで、本年度においては、教育委員会や学校教師等に今から普天間飛行場のまちづくりを考える必要性を認識してもらうとともに、次年度からのまちづくり学習の展開を目指すことを目的とし、その事前準備を行うものとする。

- 普天間飛行場のまちづくりを今から考える必要性を認識してもらう
- 次年度からの展開に向けた基礎づくり

<小中学校における総合学習の展開イメージ>

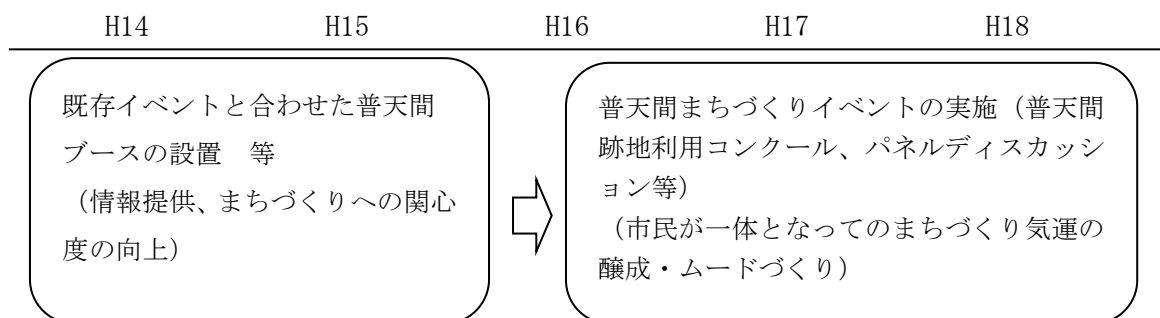


③まちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み

広く市民等に対して情報を提供するとともに、普天間飛行場のまちづくりに関心を持ってもらうことを目的として、まちづくりイベント（はごろも祭り、平和資料展）において普天間ブースを設置する。

- 広く市民等に対する情報提供
- 普天間飛行場のまちづくりに対する意識の向上

<イベント活動の展開イメージ>



1－2 取り組みの目標と評価の内容

上記取り組みを継続性を持って効果的に展開していくためには、毎年一定の目標を設定し、各取り組みの成果を評価しつつ進めていくことが大切となる。そこで、ここでは、取り組みごとの目的に対する達成目標と評価の方法等を以下に整理する。

取り組み項目	目 的	評価の視点	達成目標（基準）	評価手法
地権者懇談会の実施	普天間飛行場に関するきめ細かな情報の提供と理解	提供した情報の内容	段階に応じタイムリーな情報を提供する 【提供すべき情報の内容】 ・全体計画の内容 ・今からまちづくりを考える必要性 ・普天間飛行場のまちづくりの流れ ・宜野湾市都市マスタープラン策定状況 ・国・県・市の取り組み状況	左記の情報を的確に提供できたかどうかを合意形成推進委員会の中で判断
		提供した情報に対する理解度	参加者の大多数（8割程度）に理解してもらう	懇談会後のアンケート調査により判断
			わかりやすい資料の作成・説明方法	地主会役員会等における資料・説明内容の事前チェック
		実施回数（対話の場を確保したか）	3ヶ月に1回程度の割合で計4回実施	実際の開催回数により判断
	地権者意向や問題意識の把握と不安の解消	発言のしやすさ	発言を望む全ての参加者が発言できるような体制を整える	懇談会後のアンケート調査により判断
		意向の内容とその反映	・地権者意向からの問題点の明確化を図るとともに、その対応策を明らかにする ・市の将来像や土地利用イメージ等に関する意向については、関係セクションとの連携を図り、地権者の意向として伝達する	・合意形成推進委員会の中で問題点が明らかにされたか、対応策は的確かどうかを判断 ・都市マス策定にあたっての検討要素となるような意向を把握できたか、また、関連セクションとの連携を図りつつ進められたかどうかを庁内（事務局）で判断
	まちづくりに対する意識向上	参加者数（関心度）	・地主会加入地権者の2割程度まで到達（昨年度地権者ヒアリングでは約1割） ・これまでの参加状況から関心度の高い地権者（連続して参加している地権者）を把握する	・全体での参加者実数により判断 ・個々の各回の参加状況により関心度の高い地権者を把握（毎回参加、数回参加、1回のみ参加がそれぞれどのくらいか：名簿によりチェック）
		意向内容	前向きに返還後のまちづくりを考えていこうといった意向を数多くあげてもらう	懇談会状況や参加者からの意向内容を基に事務局で判断
情報誌ふるさと	地主会加入全地権者に対する情報の提供	提供した情報の内容	段階に応じタイムリーな情報を提供する 【提供すべき情報の内容】 ・今からまちづくりを考える必要性 ・普天間飛行場のまちづくりの流れ ・都市マス策定状況 ・国・県・市の取り組み状況	左記の情報を的確に提供できたかどうかを合意形成推進委員会の中で判断
		情報の量や誌面（内容）の分かりやすさ	情報誌の内容に対する8割の満足度を得る	懇談会時等において情報誌の内容に関するアンケート調査を実施し判断
		実施回数	地権者懇談会（第1回を除く）と合わせて計3回実施	実際の開催回数により判断

取り組み項目	目 的	評価の視点	達成目標（基準）	評価手法
地権者情報のデータベース化	地主会未加入者の把握	把握できたかどうか	地主会未加入者の数を把握し、次年度からの対応に向けたリストを作成する	把握できたかどうかを事務局で判断
	地権者の基礎情報の整理と個々の土地所在地の周知	各地権者に土地所在地を教えられる準備が整ったか、実際に周知できたか	航空写真上に地番図を重ね合わせ、リストと照合しながら、希望する地権者に対し土地所在地を知らせる	実施状況により事務局で判断
各種団体懇談会の実施	普天間飛行場に関する情報の提供	提供した情報に対する理解度	参加者の大多数（8割程度）に理解してもらう	現場の状況により判断
		実施回数	各団体（13団体）を訪問して説明	実施回数により判断
	地権者の実情に対する理解取得	地権者実情に対する理解度	地権者の実情を理解してもらう	現場の状況により判断
	地権者以外の視点から見たまちづくりに対する意向把握	意向の内容	—	—
広報誌による PR	普天間飛行場の取り組み状況等に関する情報提供	提供した情報の内容	一般市民に対し以下のような情報を提供する ・普天間飛行場に関する地権者の取り組み状況（情報提供窓口開設案内等） ・地権者のみでなく、市民も一体となって考える必要性	左記の情報を的確に提供できたかどうかを合意形成推進委員会の中で判断
		実施回数	取り組みの節目の段階で、必要に応じて発行する（2回程度を予定）	実施回数により判断
若手地権者等懇談会の実施	次年度からの若手検討組織立ち上げに向けた体制づくり	組織化が図られたか	次年度からの本格的活動に向けた組織化を図るとともに、スケジュール、メンバー、活動内容を含めた体制を確立する。	組織化、活動体制が確立されたかどうかにより事務局で判断
		参加状況	対象メンバーの8割	参加者実数により判断
		回数	計2回開催（年度前半は準備）	実施回数により判断
	若手の意向や問題意識の把握	意向内容	若手が思う問題点の明確化を図るとともに、その対応策を明らかにする。	合意形成推進委員会の中で問題点が明らかにされたか、対応策は的確かどうかを判断
	若手が考える必要性についての理解を深め、自覚を促す	理解度	今から普天間飛行場のまちづくりを考える必要性、若手が今後のリーダーになっていくこと等を全参加者に理解してもらう	現場の状況により判断
		やる気	我こそはと思うリーダー候補を見つけ出す	若手代表者の選出により判断

取り組み項目	目 的	評価の視点	達成目標（基準）	評価手法
小中学校における総合学習の展開に向けた準備	普天間飛行場のまちづくりを今から考える必要性を認識してもらう	理解度	教育委員会との調整や学校教師を対象としたアンケート調査の実施により、学校教育の場においてまちづくりを考えることの可能性や問題点を明らかにする	次年度以降に向けて、取り組み可能な内容が明らかにされたかどうかを合意形成推進委員会の中で判断
	次年度からの展開に向けた基盤づくり	参加学校があるか		
		実際に活動を行う上での問題点が把握されたか		
		まちづくり学習としての望ましいテーマが把握されたか		
まちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み	広く市民等に対する情報提供	実施内容	普天間飛行場に対する関心をもってもらうための情報を提供する ・国・県・市における取り組み状況等を示したパネル展示 ・普天間街並み再現ビデオの放映等	情報を的確に提供できたか、実施方法は効果的であったかどうかを合意形成推進委員会の中で判断
	普天間飛行場のまちづくりに対する意識の向上	関心度	多くの人に情報を見てもらい、知ってもらうことにより関心度を高める	—

2 章 各取り組みの概要

2章 各取り組みの概要

2-1 市全体の将来像に関する合意を得るための地権者に対する取り組み

(1) 地権者懇談会の実施

今年度は、計4回の地権者懇談会を実施した。各回の概要は以下の通りである。(懇談会時の地権者意向はP70～78を参照)



①第1回地権者懇談会

■日時、会場、参加者状況

月 日	会 場	対象字名	人数
5月13日(月)	喜友名公民館	喜友名	12人
5月14日(火)	野嵩公民館	野嵩	23人
5月15日(水)	(旧) 大山公民館	大山	37人
5月16日(木)	新城公民館	新城	23人
5月17日(金)	伊佐公民館	伊佐	14人
5月18日(土)	真志喜公民館	真志喜	13人
5月20日(月)	大謝名公民館	大謝名	13人
5月21日(火)	真栄原公民館	佐真下	14人
5月22日(水)	宜野湾公民館	宜野湾	54人
5月23日(木)	中原公民館	中原、赤道、上原	59人
5月27日(月)	19区公民館	神山	24人
合計	—	—	286人

■提供した情報内容

- ・関係地権者等意向把握全体計画（平成13年度策定）の説明
- ・宜野湾市都市マスタープランの概要説明（策定スケジュール等）
- ・沖縄振興新法の説明
- ・質疑応答、意見交換

②第2回地権者懇談会

■日時、会場、参加者状況

月 日	会 場	対象字名	人数
9月17日(火)	(旧)大山公民館	伊佐、大山	26人
9月18日(水)	真志喜公民館	真志喜、大謝名、佐真下	19人
9月19日(木)	農協会館2F	野嵩、新城、喜友名	37人
9月20日(金)	宜野湾公民館	宜野湾	21人
9月24日(火)	農協会館2F	中原、赤道、上原、神山	48人
合計	—	—	151人

■提供した情報内容

- ・今後のまちづくりと合わせて地権者に考えていただきたい事項の説明
(返還後早期に土地活用を図ることの必要性)
- ・若手地権者の意識啓発の必要性
- ・質疑応答、意見交換

③第3回地権者懇談会

■日時、会場、参加者状況

月 日	会 場	対象字名	人数
11月26日(火)	宜野湾公民館	宜野湾、佐真下	16人
11月27日(水)	農協会館2F	野嵩、新城、喜友名	36人
11月28日(木)	(旧)大山公民館	伊佐、大山、真志喜、大謝名	18人
11月29日(金)	農協会館2F	中原、赤道、上原、神山	48人
合計	—	—	118人

■提供した情報内容

- ・普天間飛行場のまちづくりの流れ
- ・各地権者に対する土地所在地の周知
- ・質疑応答、意見交換

■第3回懇談会では、今後の効果的な懇談会運営に向けた地権者意向を把握するため、アンケート調査を実施した。調査内容は以下の通りである。

- ・資料内容(普天間飛行場のまちづくりの流れ：P21～22参照)の理解度について
- ・今後知りたい情報内容について
- ・懇談会の運営方法について(参加しやすい曜日、場所)
- ・発言のしやすさについて

懇談会 P P T

懇談会 P P T



都市に必要な都市施設

たくさんの建物が建ち、人々が集まる都市には、どのような施設が必要なのでしょう。



跡地利用計画を考える上では、将来、自分たちや次の世代の人々が、楽しく快適に生活し、学び、仕事をできるような**都市施設**のあり方を検討する必要があります。

都市計画では、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みをつくる都市施設の位置、規模、構造などを決めて、計画的に整備していきます。また、将来の事業が円滑に進むように、都市計画で決められた区域の中では、それぞれの建築に対して規制がかけられます。

ちなみに都市計画に定めることを「**都市計画決定**」といいます。

- 都市施設には...**
- 道路、都市高速鉄道、駐車場などの交通施設
 - 公園、緑地などの公共空地
 - 上下水道、電気、ガス、廃棄物などの供給処理施設
 - 河川、その他の水質
 - 学校、図書館などの教育文化施設
 - 病院、保健所など
 - 市場
 - 一団地の住宅施設
 - 一団地の市営施設
 - 広域業務用地
 - 火葬場
- などがあります。

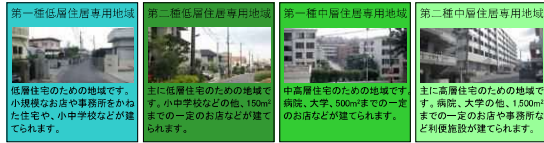
土地の使い方と建物の建て方のルール（1）

先ほど、カラフルな地図をお見せしましたが、ここではその内容について見てみましょう。

都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができます。

しかし、種類の違う土地利用が混ざっていると、お互いの環境や利便性に問題が生じます。

そこで、都市計画では都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを**用途地域**として定めます。用途地域には、以下に示す12種類があります。



次のページに続く ▶

土地の使い方と建物の建て方のルール（2）



都市のつくりかた（詳しくは今後ご紹介します）

跡地の土地利用や道路整備などの方向性が見えてくると、実際にそれらをどうつくっていくか（**事業の手法**）を考えることが必要となります。

普天間飛行場の場合は、基本的には更地（さらち一建物などが何もない土地）の状態が土地が返還されるため、一から道路や公園、宅地などをつくっていくこととなります。

事業の手法は今後考えていくこととなりますが、このような地区において考えられる手法としては、道路や公園などの用地を買収して、それぞれ単独で整備する方法や、地区単位で一体的に整備する面的な方法があります。

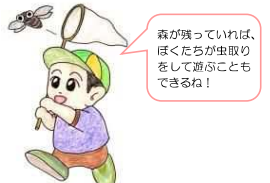


自然や歴史を大切に

これまでの、主に土地利用や道路、公園などの整備の話をしてきましたが、普天間飛行場の中には、**緑地や文化財**などが数多くあることが、これまでの調査の中でわかっていきます。

普天間飛行場のまちづくりを考える上では、開発のみでなく、**自然や文化財などを残す**ことも考えながら、進めたいことが大切です。

「ちょっと一言」自然環境や文化財調査などに関する内容は、準備が整い次第、**情報提供窓口**において紹介していく予定です。



みんなで作っていくまちづくり

普天間飛行場のまちづくりは、その巨大な規模などから長期にわたることが予想され、まちづくりが進んでいく間には、さまざまな**困難**を踏んでいくこととなります。

しかし、返還後に一刻も早く跡地利用を実現していくためには、**みなさんが主役**となり、今から真剣に将来のまちづくりを考えていくことが大切となります。



【アンケート調査結果】

■資料内容の理解度について

＜第3回懇談会資料（普天間飛行場のまちづくりの流れ）を理解できたか＞

よく理解できた	18 名	35%
まあまあ理解できた	31 名	60%
あまり理解できなかった	3 名	5%
全く理解できなかった	0 名	0%

■今後知りたい情報内容について

＜今後の懇談会などでどのような情報を知りたいか＞

具体的なまちづくりの手法	17 名	25%
個々の土地活用の方法	36 名	54%
他地区における大規模なまちづくりの事例（講演会等）	13 名	19%
その他	1 名	2%

■懇談会の運営方法について

＜懇談会などに参加しやすい曜日はいつか＞

平日の夜	28 名	57%
平日の昼間	4 名	8%
休日（土・日）の夜	13 名	27%
休日（土・日）の昼間	4 名	8%

＜懇談会などに参加しやすい場所はどこか＞

自分の家から近いところ	14 名	26%
たくさんの駐車場があるところ	38 名	70%
その他	2 名	4%

■発言のしやすさについて

＜懇談会で発言したいことはあったか＞

発言したいことがあった	11 名	35%
発言したいことはなかった	20 名	65%

＜実際に発言できたか＞

発言できた	5 名	45%
発言できなかった	6 名	55%

＜なぜ発言できなかったか＞

時間が足りなかったから	1 名	5%
多くの参加者がいて恥ずかしかったから	2 名	10%
他の人が同じ内容を発言したから	7 名	37%
なんとなく	6 名	32%
その他	3 名	16%

④第 4 回地権者懇談会

■日時、会場、参加者状況

月 日	会 場	人 数
2 月 7 日（金）	農協会館 2 F	38 人
2 月 8 日（土）	沖縄ハイツ	22 人
合計	－	60 人

■提供した情報内容

- ・返還後に考えられる土地活用の方法
- ・宜野湾市都市マスタープラン策定経過
- ・質疑応答、意見交換

■第 4 回懇談会では、第 3 回懇談会同様、今後の効果的な懇談会運営や情報誌の内容充実に向けた地権者意向を把握するため、アンケート調査を実施した。調査内容は以下の通りである。

- ・資料内容（土地活用の方法：P 25～27 参照）の理解度について
- ・発言のしやすさについて
- ・情報誌ふるさとについて

懇談会 PPT

懇談会 PPT

懇談会 PPT

みんなで考えよう！ 普天間飛行場の まちづくり

前回の『普天間飛行場のまちづくりの流れ』に続く第2段として、今回は、地権者のみなさんから多くの要望があげられた『土地活用の方法』についてご紹介します。



土地活用までの道のり ①

土地活用の考え方 ②

収入を得るための土地活用方法 ③

① 自己建設方式

② 事業受託方式

③ 土地信託方式

④ 等価交換方式

⑤ 借地方式

将来の土地活用に向けて ④

次年度個別意向調査お知らせ ⑤

① ② ③ ④ ⑤

土地活用までの道のり

現在、宜野湾市では、市全体の将来像を示す『**宜野湾市都市マスタープラン**』の策定作業を平成15年度末をめどに進めています。

この計画では、跡地利用を含めた宜野湾市の将来の土地利用や道路網など、大枠での方向性が示されます。

この**宜野湾市都市マスタープラン**に基づき、普天間飛行場跡地利用に向けた**基本方針**や**跡地利用計画**をみなさんとともに考え、つくっていくことになります。

跡地の具体的な計画をつくるには、地権者の皆さんがそれぞれ**持望する土地活用を基に**、**進めながら**検討を進めることで、実現性の高い計画ができます。また、その後のまちづくりも皆さんが納得した上で、円滑に進められるでしょう。

土地活用をするまでには、返還、原状回復、事業実施など、さまざまな段階を踏むこととなりますが、その基礎となる跡地の計画づくりは、もう数年後に迫っています。

こうしたことから、**将来の生活設計（土地活用）を、今から固めておくことがとても大切です。**

まだ先のことに思うけど...
跡地の計画づくりは目前に迫っているから、今から将来の生活設計を考えることが大切です。

土地活用までの道のり

① ② ③ ④ ⑤

現在、宜野湾市では、市全体の将来像を示す『**宜野湾市都市マスタープラン**』の策定作業を平成15年度末をめどに進めています。

この計画では、跡地利用を含めた宜野湾市の将来の土地利用や道路網など、大枠での方向性が示されます。

この**宜野湾市都市マスタープラン**に基づき、普天間飛行場跡地利用に向けた**基本方針**や**跡地利用計画**をみなさんとともに考え、つくっていくことになります。

跡地の具体的な計画をつくるには、地権者の皆さんがそれぞれ**持望する土地活用を基に**、**進めながら**検討を進めることで、実現性の高い計画ができます。また、その後のまちづくりも皆さんが納得した上で、円滑に進められるでしょう。

土地活用をするまでには、返還、原状回復、事業実施など、さまざまな段階を踏むこととなりますが、その基礎となる跡地の計画づくりは、もう数年後に迫っています。

こうしたことから、**将来の生活設計（土地活用）を、今から固めておくことがとても大切です。**

まだ先のことに思うけど...
跡地の計画づくりは目前に迫っているから、今から将来の生活設計を考えることが大切です。

土地活用までの道のり

① ② ③ ④ ⑤

普天間飛行場のまちづくりは、その広大な規模などから長期にわたることが予想され、まちづくりが進んでいく間には、さまざまな**段階**を踏んでいくこととなります。

しかし、返還後に一刻も早く跡地利用を実現していくためには、**みなさんが主役**となり、今から真剣に将来のまちづくりを考えていくことが大切となります。

市全体の将来像づくり → 跡地の具体的な計画づくり → 都市施設、区域等の都市計画決定 → 事業化に向けた具体的な計画づくり → 事業実施 → 跡地利用の実現

① ② ③ ④ ⑤

土地活用までの道のり

普天間飛行場のまちづくりは、その広大な規模などから長期にわたることが予想され、まちづくりが進んでいく間には、さまざまな**段階**を踏んでいくこととなります。

しかし、返還後に一刻も早く跡地利用を実現していくためには、**みなさんが主役**となり、今から真剣に将来のまちづくりを考えていくことが大切となります。

土地活用の考え方

① ② ③ ④ ⑤

それでは、土地活用の考え方について見てみましょう。

具体的な土地活用を考える場合、皆さんの**土地に対する考え方、資金力など**によりその手法は変わってきます。

大きくは、下に示すような2つの考え方に区分されると思いますが、皆さんはいかがでしょうか。

次のページから、地代に代わる収入源として土地を活用するための具体的な方法をご紹介します。

土地が運ってくる!!

考え方

収入を得るためではなく、自分や家族のために使いたい。

方法

・住宅
・農地、墓地等

何らかの形で土地を使って、これまでの地代に代わる収入を得たい。

次ページから詳しく説明します。

収入を得るための土地活用方法

① ② ③ ④ ⑤

土地を活用して地代に代わる収入を得たいという人には、

- ・自分で建物を建てて収入を得る
- ・土地を他人に貸して収入を得る
- ・売却する

などの方法が考えられます。

そして、**土地の権利を失わずに収入を得る方法**として、主に以下の手法が考えられます。

① 自己建設方式
② 事業受託方式
③ 土地信託方式
④ 等価交換方式
⑤ 借地方式

次のページから、それぞれの方式の特徴などについてご説明しましょう。

収入を得るための土地活用方法 1) 自己建設方式

① ② ③ ④ ⑤

仕組みと特徴

土地所有者が自分で資金の準備、建物の建設、管理、運営などすべてを行う方式です。

事業収益の全てを得られますが、一方で資金負担や事業のわずらわしさなどを、全て自力で処理しなくてはなりません。

資金力・企画能力・時間のある人向きで、簡単な事業（アパート、貸しビルなど）に向いている方式であるといえます。

土地所有形態

土地所有権は、土地所有者名義のままです。

建物所有形態

土地所有者が所有権を保持します。

収益性

長期的な収益性に優れ、収入も全て土地所有者のものとなります。

建設会社

発注 ↓ 建物建設

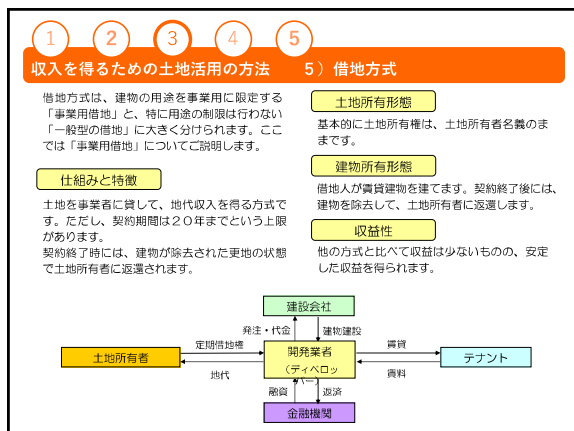
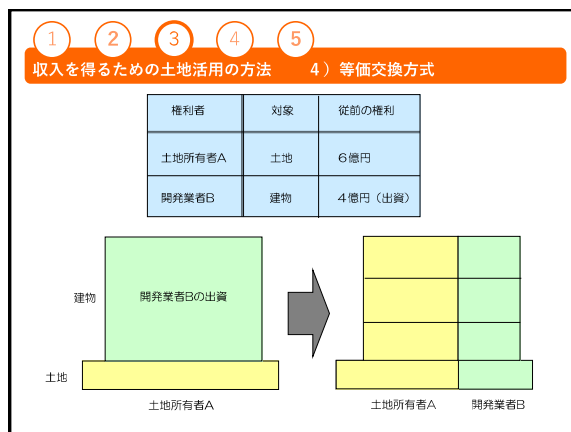
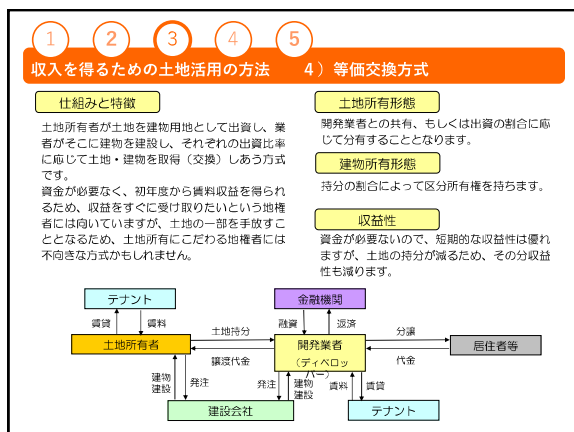
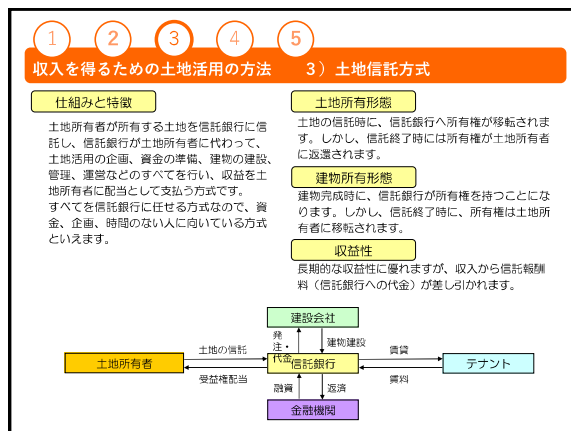
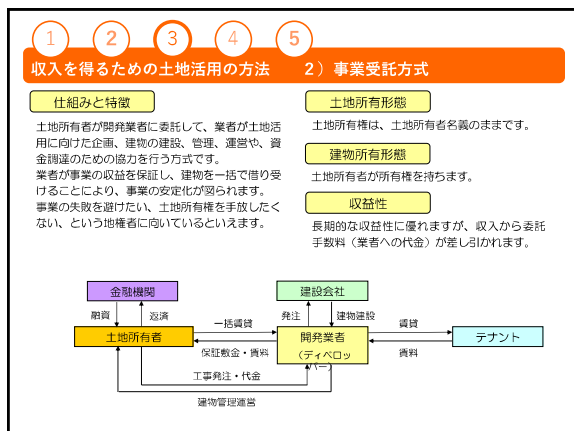
土地所有者

融資 ↓ 返済

金融機関

テナント

賃料 ↓ 賃料



1 2 3 4 5

収入を得るための土地活用の方法 ～事業方式の比較～

項目	自己建設方式	事業受託方式	土地信託方式	等価交換方式	借地方式
企画／ノウハウの提供	×	◎	◎	○	不要
資金調達の代行	×	△ 提案など	○	不要	不要
安定収入の確保	○	◎ 一括借受	○	○	○
テナント募集の代行	×	◎	◎	△	不要
土地の権利の保全	◎	◎	◎ 形式的な権利移転	△ 一部が譲渡	○
開発利益の享受	◎	○	○	○	△
管理・運営の代行	×	○	○	△ 所有分は自己管理	不要
事業リスクの分散	△	○	○	○	◎

1 2 3 4 5
将来の土地活用に向けて

広大な土地である普天間飛行場跡地において、これらの一般的な土地活用方法のみでは、全ての地権者が満足できる土地活用は難しいかもしれません。

土地が返還された後、地権者の皆さんが安定した収入を得ていくためには、担保性の高い公共団体への借地や、地権者が集まって土地管理組合などをつくり、組合として企業等へ借地するなど、**新たな仕組みや制度づくり**が必要になると考えられます。

今後は、跡地の具体的な計画づくりと併せて、地権者の安定した生活の確保に向けて、より効果的な土地活用の方法や制度を、地権者・国・県などと連携して、検討していきたいと考えています。



何か他にいい土地活用の方法はないのかな？



これからいろいろな人たちと一緒に相談して、いい方法を考えていきたいね。

1 2 3 4 5
次年度個別意向調査のお知らせ

今後、宜野湾市都市マスタープランの策定や跡地利用方針の検討などを行います。これらの計画には、**地権者の皆さんの意向をとりいれることが不可欠です。**

そこで、地権者の意向を宜野湾市都市マスタープランなどの計画づくりに反映させるため、次年度（平成16年度）早々に、普天間飛行場の地権者ひとりひとりを対象とした「**個別意向調査**」を実施し、皆さんの土地活用の考え方などをお聞きしたいと考えています。

詳しい内容は、今後の「ふるさと（情報誌）」や「宜野湾市ホームページ」などを活用してお知らせしますので、**調査の際にはご協力をお願いいたします。**

ホームページアドレス
<http://www.city.ginowan.okinawa.jp>



将来、地権者や市民、その子どもや孫を含めて、みんなが幸せに暮らせるまちの実現をめざし、みんな一緒になって、今後も**普天間飛行場のまちづくり**を考えていきましょう！

発行：宜野湾市基地移転課

【アンケート調査結果】

■資料内容の理解度について

＜第4回資料内容（土地活用の方法）を理解できたか＞

よく理解できた	9名	23%
まあまあ理解できた	27名	67%
あまり理解できなかった	4名	10%
全く理解できなかった	0名	0%

■発言のしやすさについて

＜懇談会で発言したか＞

発言した	9名	23%
発言しなかった	31名	77%

＜発言しなかった理由はなにか＞

時間が足りなかったから	1名	3%
多くの参加者がいて恥ずかしかったから	2名	6%
他の人が同じ内容を発言したから	12名	39%
発言したいことがなかったから	10名	33%
なんとなく	2名	6%
その他	4名	13%

■情報誌ふるさとの内容等について⇒P30 参照

(2) 情報誌ふるさととの発行

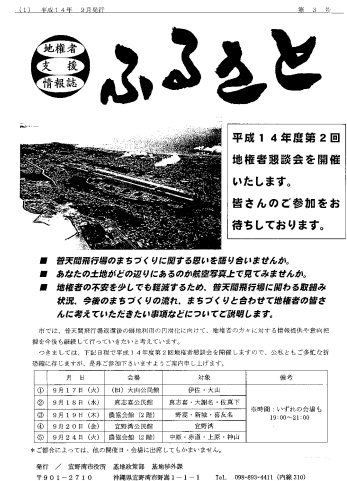
今年度は、地権者懇談会の開催と合わせ、地主会加入全地権者を対象に計3回の情報誌を発行した。各回の概要は以下の通りである。(ふるさと1号～2号は平成13年度に発行)

①ふるさと3号

■発行時期：平成14年9月

■提供した情報内容

- ・第1回地権者懇談会の報告
(地権者からの主な意見内容、参加状況等)
- ・第2回地権者懇談会開催案内
- ・普天間飛行場跡地利用及び合意形成の円滑化に向けた取り組み状況
(情報提供窓口開設の案内、本業務の概要説明等)



②ふるさと4号

■発行時期：平成14年11月

■提供した情報内容

- ・第2回地権者懇談会の報告
(地権者からの主な質問内容と市の回答、参加状況等)
- ・第3回地権者懇談会開催案内
- ・普天間飛行場跡地利用及び合意形成の円滑化に向けた取り組み状況
(情報提供窓口・ホームページの案内、まちづくりイベントの報告、若手地権者懇談会のメンバー、第1回合意形成推進委員会の状況等)

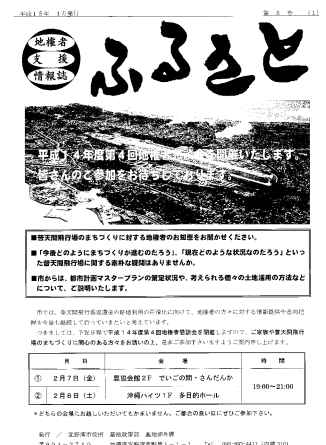


③ふるさと5号

■発行時期：平成15年1月

■提供した情報内容

- ・第3回地権者懇談会の報告
(地権者からの主な質問内容と市の回答、参加状況等)
- ・第4回地権者懇談会開催案内



- ・普天間飛行場跡地利用及び合意形成の円滑化に向けた取り組み状況（ホームページの更新案内、第1回跡地対策協議会の報告、まちづくりイベントの報告、第1回若手地権者懇談会の報告、第2回合意形成推進委員会の報告等）

＊第4回地権者懇談会時に実施した、情報誌ふるさとに関するアンケート調査の結果は以下の通りである。

■情報誌ふるさとの内容等について

<情報の量についてどう思うか>

今のままでよいと思う	13名	41%
情報量が少ないので、もっと多くの情報を載せてほしい	12名	37%
情報量が多すぎて分かりづらいので、量を減らしてでも、もう少し詳しい内容を分かりやすく載せてほしい	4名	13%
あまり読んだことがないため、分からない	3名	9%

<情報内容についてどう思うか>

今のままでよいと思う	3名	10%
返還に向けた国や県の取り組み状況をもっと詳しく載せてほしい	12名	40%
返還に向けた市の取り組み状況をもっと詳しく載せてほしい	7名	23%
懇談会などで出された地権者の意向やそれに対する市の回答をもっと多く載せてほしい	7名	23%
あまり読んだことがないため、分からない	1名	3%

市の税務データをベースに、地権者の最新基礎情報（現住所、氏名、普天飛行場内の土地所在地、地目、現況面積、公募面積）を整理した。また、本取り組みで明らかになった地主会未加入者の状況は以下の通りである。

		全地権者数	地主会 加入者	地主会 未加入者
地 権 者 数	県内・市内在住（人）	2,018	1,978	40
	県内・市外在住（人）	556	527	29
	県外在住（人）	138	111	27
	合計（人）	2,712	2,616	96
所有地籍数		6,061	5,687	374

また、地権者から数多くの要望があげられたことや、次年度実施する地権者個別意向把握調査の前段としての必要性から、地権者に各々の土地の位置を把握してもらうため、以下のような土地検索データ及び閲覧用図面を作成し、希望者に対して土地所在地の周知を図った。



ファイルメニュー Pro - [地権者情報DB報告書 16]

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(O) コード(B) スケルト(S) ウンド(U) ヘルプ(H)

MSP明細

カード

所有土地情報

大字 野高 小簿面積 504.00 m²
 小字 長迫原 現況面積 m²
 地番 1925-000 共有地 開通なし
 地目 田 共有地持分
 税務課登録 あり

地権者情報

フリガナ キリノワン 地主会 未加入
 氏名 宮野湾市 会員ID
 都道府県 市町村 地区
 住所 沖縄県 宮野湾市 野高
 番地
 1丁目1-1

内部情報 氏名の相違 あり 共有者人数の相違 あり 要確認
 住所の相違 あり

表示形式切替 検索モード 印刷/終了

カード リスト 条件入力 検索実行 絞込解除 設定 印刷 終了



■ 閲覧用図面

2-2 市全体の将来像に関する合意を得るための市民に対する取り組み

(1) 各種団体懇談会の実施

今年度は、以下の通り各種団体を対象とした懇談会を実施し、主に市民に対する情報提供を行った。

■対象団体：文化協会

日時：平成14年7月12日（金）

内容：関係地権者等意向把握全体計画（平成13年度策定）の概要説明

■対象団体：婦人連合会

日時：平成14年8月7日（水）

内容：関係地権者等意向把握全体計画（平成13年度策定）の概要説明

■対象団体：市内33団体

日時：平成15年3月5日（水）

参加団体：15団体（青年会議所、農業協同組合、PTA連合会、野嵩1区自治会、野嵩2区自治会、普天間1区自治会、普天間3区自治会、新城自治会、大謝名自治会、嘉数自治会、真栄原自治会、我如古自治会、中原自治会、青少年健全育成協議会、文化協会）

内容：関係地権者等意向把握全体計画（平成13年度策定）の概要説明、本業務内容の報告、普天間飛行場に関する国・県・市の取り組み状況の報告



■懇談会での主な意向

○今の時点では返還時期等を含めてすべて漠然としているので、考えるのは難しいが、取り組み状況や進展具合などの情報は理解しておく必要があると思う。

○普天間の問題は学校での学習などには効果的だと思う。

○基地内の視察ができないので、跡地利用のイメージが湧かない。 等

(2) 広報誌によるPR

今年度は、取り組みの節目の段階において、計2回の広報誌（折込ちらし）を発行し、広く市民に対する情報提供を行った。各回の概要は以下の通りである。

①折込ちらし1号

■発行時期：平成14年12月

■提供した情報内容

- ・普天間飛行場跡地利用及び合意形成の円滑化に向けた市の取り組み状況

(情報提供窓口・ホームページ開設の案内、全体計画に基づく各種取り組みについて等)

普天間飛行場等に関する国・県・市の取り組み状況をお知らせしています

＝基地政策部基地渉外課＝

「情報提供窓口」に来てみませんか。

市では、情報公開の一環として、また多くの人に普天間飛行場等に対する取り組み状況を知ってもらうため、去る8月1日付けで情報提供窓口を開設しました。

開設以来、市内の小中学生を中心に100名以上の人が窓口を訪れ、資料を閲覧したり、話を聞いたりしています。

今後ともより一層の充実を図り、多くの情報を提供していきたいと考えておりますので、ぜひ一度お越しください。

【閲覧できる資料】

- 国・県・市の取り組み状況
- 普天間飛行場の跡地利用などに関する法制度
- これまでの跡地利用計画書、各種調査報告書
- 航空写真、地番図、普天間街並み再現ビデオ
- 自然環境や文化財調査などに関する内容（今後提供予定）

詳細な内容はホームページにも掲載しています。

■場 所：宜野湾市役所3F 基地政策部
■利用時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

ホームページにも情報を掲載しています。

情報提供窓口同様、多くの人に普天間飛行場等に関する情報を知ってもらうため、宜野湾市ホームページの中に、基地政策部基地渉外課のホームページを開設しました。

ぜひ一度ご覧いただき、ご感想をお聞かせください。

基地渉外課ホームページは、以下の宜野湾市ホームページアドレスから入れます。

宜野湾市ホームページアドレス：<http://www.city.ginowan.okinawa.jp>

全体計画に基づく各種取り組みをスタートしました。

市では、昨年度より、地権者等の合意形成の円滑化に向けた取り組みをスタートし、今後の合意形成活動を行っていく上での理念や活動メニューなどを示した「関係地権者等意向把握全体計画」を策定しました。

今年度は、全体計画に基づく取り組みの第一歩として、以下のような活動を実施することとなっています。ここでは、その内容をいくつかご紹介いたします。

まちづくりイベントと合わせたPR活動を実施しました。

市では、広く市民に対する情報提供を行うとともに、まちづくりに対する気運を高めることを目的として、まちづくりイベントと合わせたPR活動を実施しています。

先日行われた「はごろも祭り」、「宜野湾平和・歴史写真展」においては、会場の一角にコーナーを設け、普天間街並み再現ビデオ「今・昔の普天間」の放映や、パネルの展示等を行い、普天間飛行場に関するまちづくりの取り組み状況などを周知しました。

こうしたイベント活動は、今後も実施していく予定です。その際には、ぜひご参加いただき、普天間飛行場のまちづくりに関するご意見や、展示内容に関する感想をお聞かせください。

まちづくり学習の実施に向けた準備を進めています。

○将来のまちを支えることになる若い世代（小中学生）にも、今から普天間飛行場に対する関心を持ってもらうことを目的として、市内の小中学校を対象に、普天間飛行場をテーマとした総合学習を来年度から進められるよう呼びかけていきたいと考えています。今後は、学校教師との意見交換などを行いながら、その実現を目指していきたいと考えています。

懇談会等、地権者に対する取り組みを行っています。

○普天間飛行場の跡地利用に向けた国・県・市の取り組み状況等の報告や、地権者からの意向把握を行うことを目的として、地権者懇談会を定期的に実施しています。今年度は既に3回実施し、今後も1回予定しています。

○次世代を担う若手の参画と育成を図るため、若手地権者等を対象としたまちづくり懇談会を今後予定しています。

②折込ちらし2号

■発行時期：平成15年4月

■提供した情報内容

- ・普天間飛行場跡地利用及び合意形成の円滑化に向けた市の取り組み状況（普天間飛行場のまちづくりの流れ（冊子）の案内、各種団体懇談会の状況報告、地権者に対する取り組みの状況報告等）
- ・第2回跡地関係市町村連絡・調整会議の概要（跡地利用計画策定に向けた取り組みについて、埋蔵文化財について、自然環境について、地権者等関係者の合意形成について）

普天間飛行場跡地の円滑化に向けた市の取り組み状況

＝基地政策部基地渉外課発＝

普天間飛行場のまちづくりの流れを知ってみませんか。

基地渉外課では、普天間飛行場のまちづくりを多くの人々に知ってもらい、みんなで考えていくために、今後のまちづくりの流れを簡単に整理した冊子を作成しました。

先日、地権者を対象とした懇談会では、この冊子をつかって説明を行い、大変わかりやすいと好評を得ました。

この冊子は、以下の「情報提供窓口」までお越しいただければ、お渡しすることが可能です。ぜひ一度、ご確認ください。

普天間飛行場のまちづくり

みんなで作ろう！

この冊子は、普天間飛行場の跡地利用の促進を図るため、基地政策部が作成したものです。

1 普天間飛行場の跡地利用の促進
2 跡地利用の促進に向けた取り組み
3 跡地利用の促進に向けた取り組み
4 跡地利用の促進に向けた取り組み
5 跡地利用の促進に向けた取り組み
6 跡地利用の促進に向けた取り組み
7 跡地利用の促進に向けた取り組み
8 跡地利用の促進に向けた取り組み
9 跡地利用の促進に向けた取り組み
10 跡地利用の促進に向けた取り組み

■場 所：宜野湾市役所 3F 基地政策部
■利用時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

これだけ大規模な普天間飛行場のまちづくりを成功させるためには、市民・地権者・行政が三位一体となって取り組んでいくことが大切となります。そのため、市民の皆さんにも、ぜひ今後の普天間飛行場のまちづくりの流れをご理解いただき、今後の各種計画策定の際には、貴重なご意見をいただければと考えております。

各種団体懇談会を開催しました。

去る3月5日、中央公民館にて、青年会議所、PTA連合会、自治会等、市内団体の代表者を対象とした懇談会を開催し、普天間飛行場に関する取り組み状況や地権者の取り組み状況等の情報を提供しました。

この懇談会は次年度も継続して実施し、市民の皆さんへの情報提供や意向把握の望ましいあり方を検討していきたいと考えています。

懇談会等、地権者に対する取り組みを継続的に行いました。

普天間飛行場の跡地利用に向けた国・県・市の取り組み状況等の報告や、地権者からの意向把握を目的として、今年度計4回の地権者懇談会を実施しました。また、次世代を担う若手の参画と育成を図るため、若手地権者等を対象とした懇談会を立ち上げ、今年度2回実施しました。

これらの取り組みは、今後も継続して行っていくこととなっています。

このちらしは、今後も発行していきたいと考えています。「こんな情報が知りたい」といったご意見・ご要望等がありましたら、ぜひ基地渉外課までご一報いただければありがたいと思います。

TEL：098-893-4411 FAX：098-892-7022
メールアドレス：kichi02@ami.city.ginowan.okinawa.jp

跡地関係市町村連絡・調整会議の内容

去る平成14年8月20日、沖縄県及び跡地関係市町村で構成される「跡地関係市町村連絡・調整会議」の第一回会合が開かれ、その後、平成15年2月12日には第二回会合が開かれました。駐留軍用地跡地の利用の促進に向けた取り組みに関し、第二回会合時点でとりまとめられた協議・調整内容は以下の通りです。（普天間飛行場に関わる主な事項を抜粋）

跡地利用計画策定に向けた取り組みについて

普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた取り組みについては、平成13年度から具体的な取り組みに着手しているところであるが、15年度より跡地利用の基本方針策定のため、市及び県は共同の取り組みに着手し、16年度に原案策定、17年度に取りまとめを行うことを目標に取り組みを進めることとする。

埋蔵文化財について

埋蔵文化財についての基本的なデータの整理については、県は平成13年度に策定した文化財詳細分布調査実施計画に基づき取り組みを進めているところであるが、平成15～16年度を目標に、埋蔵文化財発掘調査の取扱基準、埋蔵文化財に関する安全基準及び発掘調査マニュアルを策定するとともに、県が中心となりつつ、市も共同し、跡地利用を検討する上で有効となる埋蔵文化財の所在状況の概略の遺跡地図を作成することとする。

自然環境について

自然環境に関するデータの整理については、市は平成13年度に策定した調査の全体計画に基づき、15年度も継続して調査を実施することとする。尚、現在、基地内の埋蔵文化財詳細分布調査の一環として、希少動植物等についての現況調査を実施しているところである。

地権者等関係者の合意形成について

跡地利用に向けた地権者等関係者への情報提供については、返還手続きに関しては那覇防衛施設局が、跡地利用に関しては市が、平成14年6月及び8月にそれぞれ窓口を設置したところである。

また、市は、窓口設置のほか、学習会の開催、情報提供誌の発行、ホームページの活用など、跡地利用に関し、広く地権者等関係者の理解の促進を図っているところであり、13年度に取りまとめた地権者等意向把握全体計画に基づき、今後とも、地権者等関係者の合意形成に関する取り組みを進めていくこととする。

*跡地関係市町村連絡・調整会議とは…

跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村との連携を図るとともに、「跡地対策協議会」への跡地関係市町村の意見の反映に関し、連絡・調整を図るための機関です。

*跡地対策協議会とは…

平成13年12月に普天間飛行場の跡地利用の促進、円滑化に向けた分野別の課題と対応の方針を取りまとめた跡地対策準備協議会を発展的に解消し、普天間飛行場以外も含めた跡地利用計画の策定など、より具体的に取り組みをもちうと設置された機関です。

2-3 将来に向けた人づくりとしての取り組み

(1) 若手地権者懇談会の実施

今年度は、次年度以降からの本格的な組織化に向けた基礎的な環境づくりとして、各字からの代表者 13 名による若手地権者懇談会を計 2 回実施した。各回の概要は以下の通りである。



①第 1 回若手地権者懇談会

■日時：平成 14 年 12 月 19 日（木）

■会場：農協会館 2F

■参加者数：8 名

■内容：・関係地権者等意向把握全体計画（平成 13 年度策定）の概要説明、若手地権者懇談会開催の主旨説明（若手がまちづくりを考える必要性、リーダー育成の必要性等）
・基地が返還され、土地が帰ってくることに對する若手の思い・問題意識の把握

■若手地権者からの主な意向内容：

○実際に返還された後、どのような問題が生じるのかが分からないため、天久新都心などを例として勉強していきたい（地主がどのくらい土地を提供したのかなど）。また、跡地対策準備協議会等の内容や今後のまちづくりの流れなどについても知りたい。

○20代をはじめとした若い方々の懇談会等への参加が少ないとのことなので、こうした懇談会の場を通じて、若い世代の仲間づくりをしていければ良いと思う。

○地権者としての立場と一市民としての立場の両面から、普天間飛行場のまちづくりを考えていく必要があると思う。 等

②第 2 回若手地権者懇談会

■日時：平成 15 年 2 月 21 日（金）

■会場：農協会館 2F

■参加者数：5 名

■内容：・次年度以降、何をテーマに活動を行っていくかについて検討
・普天間飛行場の概況について（普天間飛行場の位置・面積、跡地地権者の状況、これまでの経緯、跡地対策準備協議会の内容）

■若手地権者からの主な意向内容：

・懇談会、勉強会の開催は定例会方式の方が時間を空けやすいと思う。
・若い人たちは、難しい資料を見てもなかなか興味が湧かないので、興味をそそるようなものが必要だと思う。 等

(2) 小中学校における総合学習の展開に向けた準備

今年度は、次年度以降からの市内小中学校におけるまちづくり学習の展開に向けて、教育委員会等と数度にわたる調整を行うとともに、実際に取り組みを行う上での問題点等を把握するため、市内小中学校 12 校（小学校 8 校、中学校 4 校）の教員（総合学習担当）を対象にアンケート調査を実施した。アンケート調査内容及び結果は以下の通りである。

アンケート調査内容

- ・まちづくり学習が、学校教育における総合学習の時間に適しているかどうかについて
- ・まちづくり学習を行う可能性について
- ・実施する上で想定される問題点について
- ・まちづくり学習の対象（適する学年）について
- ・まちづくり学習のテーマについて
- ・まちづくり学習を行う上で必要とされる事項（資料、場所、人材等）について

アンケート調査結果

■まちづくり学習が、学校教育における総合学習の時間に適しているかどうか

適していると思う	12 校	100%
適さないと思う	0 校	0%
その他	0 校	0%

■まちづくり学習を行う可能性について

ぜひ取り組んでみたい	2 校	17%
取り組む方向で検討したい	6 校	50%
多少問題がありそうなので、もう少し考えたい	2 校	17%
取り組む可能性は低い	1 校	8%
既に行っている	1 校	8%
その他	0 校	0%

【考えられる問題点の内容】

- ・宜野湾市の歴史などは、小学生で取り扱っても良いと思うが、市の現状や今後のまちづくりに関する内容は、小学生には早いと思われる。
- ・既に各学年で共通テーマを設定し、総合学習を進めているので、各テーマとまちづくり学習の関連をもう少し検討する必要がある。

【可能性が低いと考える理由】

- ・各学年の創意工夫に基づく、総合学習の年間計画が既に作成されているため。

【既に取り組んでいる学習の内容】

- ・「大好きわたしの町」の単元を組み、通学路の様子を絵地図で表したり、「大好き宜野湾市」で校区めぐり等をして、学校のまわりの様子をまとめたりしている。

■まちづくり学習の対象（適する学年）について

<小学生>

低学年（1～2年生）	0校	0%
中学年（3～4年生）	4校	50%
高学年（5～6年生）	4校	50%
全学年	0校	0%

<中学生>

1年生	3校	70%
2年生	0校	0%
3年生	0校	0%
全学年	1校	25%

■まちづくり学習のテーマについて

宜野湾市の生活環境（道路・公園などの状況や騒音などの環境問題等）	5校	26%
宜野湾市の自然環境（水や緑、生態系等）	5校	26%
宜野湾市の歴史	3校	16%
生徒自らに見つけてほしいので、テーマは与えなくて良いと思う	3校	16%
その他	3校	16%

■まちづくり学習を行う上で必要とされる事項（資料、場所、人材等）について

【資料】副読本、宜野湾市の環境問題に関するビデオ教材、ぎのわん自然ガイド、宜野湾小学校人材マップ、各自治会における地域の資料 等

【場所】宜野湾市博物館、図書館、公民館、米軍基地の活用 等

【人材】児童館センターの人、市役所職員、社会福祉協議会の方々、実技講習等を行え古き良き時代を伝えられる地域の人材、地域ボランティア員 等

【その他】児童を計画的に輸送できるマイクロバス、貸しきりバス
インターネットなどの活用により、宜野湾市に関するあらゆる資料（歴史・文化・行政・施設等）を生徒が調べられる環境づくり

2-4 まちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み

(1) まちづくりイベントと合わせたPR

今年度は、今後、市全体でまちづくりを考える気運やムードをつくっていくための初期段階の取り組みとして、まちづくりイベントと合わせたパネル展示等により、広く市民に対する情報提供を行った。

①はごろも祭りにおける普天間ブースの設置

■日時：平成14年8月10日～11日

■展示内容：

- ・昨年度の取り組み内容を記したパネルの展示
- ・普天間街並み再現ビデオ「今・昔の普天間」の連続放映



普天間飛行場の返還・跡地利用に向けた新たな取り組みがスタートしました。 2002. 8. 10

■普天間飛行場跡地利用に関連する動き

- 平成13年度の普天間飛行場跡地利用に関連する動きとして、
- 国においては、**沖縄振興新法**の制定に向けた検討が行われ、大規模跡地の指定や給付金等に関する方向性が示されました。
 - 県においても**中南部都市圏将来展望調査**などが進められ、今後の中南部都市圏のまちづくりの方向性が示されようとしています。

こうした中、**市**では、今後普天間飛行場跡地利用を中心とした宜野湾市のまちづくりをみなさんとともに考え、行動していくための**具体的な行動方針を示す全体計画**としてとりまとめました。
ここでは、平成13年度に実施された主な取り組みを紹介いたします。

■情報誌「ふるさと」の発行

地権者に対し、きめ細かく情報を提供することを目的として、情報誌「ふるさと」を2回発行しました。
この情報誌は今後も継続して発行する予定です。



■地権者ヒアリングの実施

「返還に対する不安」や「情報として何を与えて欲しいか」等、地権者の生の声を聞きとることを目的として、地権者ヒアリング（懇談会）を4日間にわたって各地区ごとに実施しました。



トピックス

- 平成14年8月1日より、宜野湾市役所3F基地渉外課において、普天間飛行場跡地利用に関する「**情報提供窓口**」をオープンしました。
- 宜野湾市基地渉外課の**ホームページ**も開設し、普天間飛行場跡地利用に関する情報を掲載しています。
- 市全体の将来像（普天間飛行場跡地を含めた、市全体の土地利用や道路等に関する方向性）を示す**都市計画マスタープラン**の策定作業を、平成15年度を目標に進めています。

■策定委員会の開催

学識経験者、国・県・市の職員、地主会代表の計8名による策定委員会を4回開催し、最終的な全体計画のとりまとめを行いました。



■検討会議の開催

地主会代表と市職員計18名による検討会議を4回開催し、地元からの要望や問題点を抽出し、課題としてとりまとめました。



■各種団体等意見交換会の実施

各種団体や自治会の代表者計36名による意見交換会を2回開催しました。ここでは、普天間飛行場跡地利用に対する市民としての関わり方等について意見交換を行いました。



◆皆さんへのお願い◆

普天間飛行場の跡地利用に関しては、国・県・市による**跡地対策準備協議会**において、「3～4年後を目途に跡地利用の基本方針を策定する」といった方向性が示されました。また、この基本方針が示された後には、具体的な**跡地利用計画**を作成することとなります。

この様な状況を踏まえ、市としても継続的に飛行場返還後の跡地利用を円滑に進めていくための取り組みを、地権者・市民の方々とともに進めていきたいと考えております。魅力あふれる将来の宜野湾市を築いていくためには、**皆さんのまちづくり**

への積極的な参加が必要です。

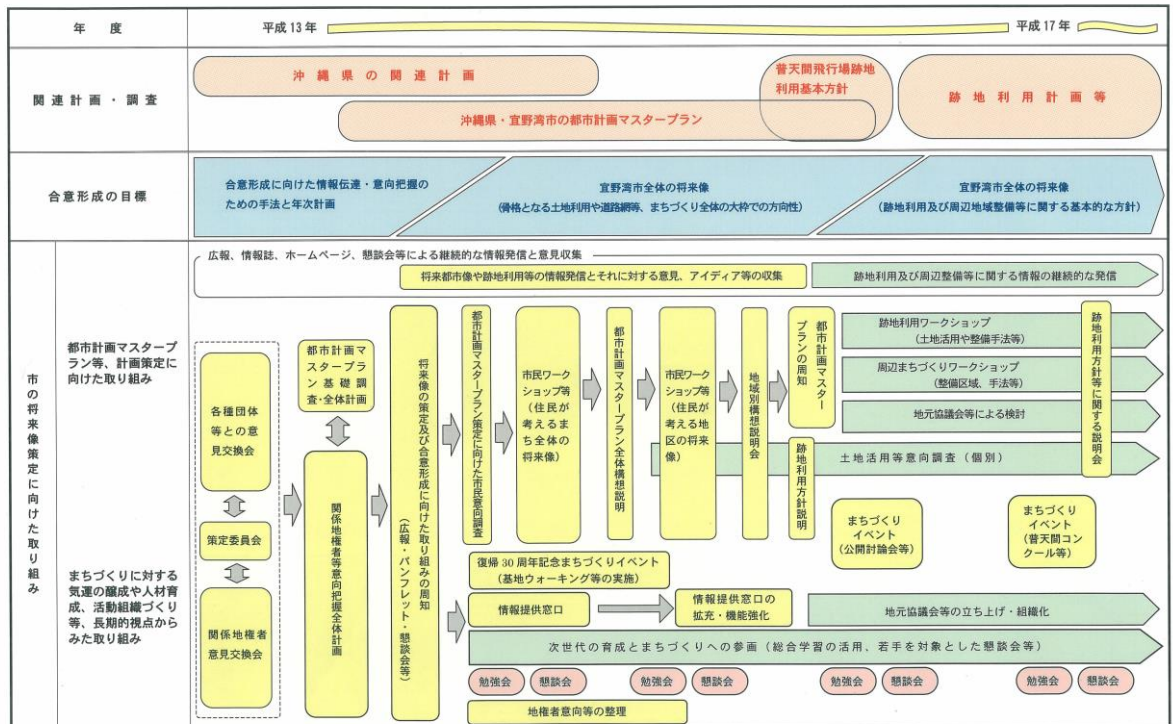
②平和資料展における普天間ブースの設置

■日時：平成 14 年 10 月 21 日～11 月 1 日

■展示内容：

- ・普天間飛行場に関わるこれまでの取り組み年表の展示
- ・今後の取り組み（昨年度作成した 5 ヶ年イメージ）の展示
- ・普天間街並み再現ビデオ「今・昔の普天間」の連続放映

■第1ステージ取り組みイメージ



普天間飛行場の跡地利用に係る取り組み年表	
平成 2 年 10 月	市民フォーラム
平成 4 年 2 月	青年フォーラム
平成 5 年 9 月	普天間飛行場跡地利用計画基礎調査
平成 6 年 7 月	普天間飛行場跡地利用計画（将来像の設定）策定
平成 7 年 3 月	普天間飛行場跡地利用に関するアンケート調査
平成 7 年 3 月	普天間飛行場跡地利用計画基本構想策定
平成 7 年 6 月	軍転法（沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律）の公布
平成 8 年 3 月	宜野湾市都市マスタープラン策定
平成 8 年 3 月	普天間飛行場跡地利用基本計画（その 1）策定
平成 8 年 4 月	普天間飛行場の全面返還について SACO で日米合意（移設条件付）
平成 9 年 3 月	普天間飛行場跡地利用基本計画策定
平成 10 年 8 月	普天間飛行場跡地利用計画のための地権者意向調査
平成 11 年 3 月	飛行場跡地利用計画策定（産業機能導入検討）
平成 11 年 12 月	普天間飛行場の移設に係る政府方針の閣議決定
平成 12 年 5 月	跡地対策準備協議会設置
平成 12 年 9 月	飛行場周辺既成市街地整備計画調査
平成 13 年 12 月	地権者ヒアリング調査
平成 14 年 1 月	都市計画マスタープラン策定作業開始
平成 14 年 3 月	普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画策定
平成 14 年 4 月	沖縄県特別措置法施行

2-5 その他、地権者・市民等に向けた情報提供としての取り組み

(1) 情報提供窓口

地権者・市民等への情報提供の一環として、また多くの人に普天間飛行場等に関する情報を知ってもらうため、平成14年8月1日付けで情報提供窓口を開設した。開設以来、地権者や市内小中学生を中心に多くの人々が訪れている。

情報提供窓口の概要は以下の通りである。

【情報内容】○国・県・市の取り組み状況

- 普天間飛行場の跡地利用などに関する法制度
- これまでの跡地利用計画書、各種調査報告書
- 航空写真、地番図、普天間街並み再現ビデオ 等

【場所・利用時間】

宜野湾市役所 3F 基地政策部

月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

【資料リスト（調査事業関係）】

No.	文書名	発行者（所）	年月日
1	閣議決定・跡地対策準備協議会 沖縄振興特別措置法・同施行令	国	H11.12 ～H14.3
2	国・県・市の関連情報データ （文化財・地形・地質・動植物等）	沖縄県	H13.3
3	沖縄県駐留軍用地等地権者意向調査 報告書	沖縄県	H11.3
4	普天間基地周辺現況調査 報告書	沖縄県	H10.3
5	普天間飛行場跡地利用計画のための 地権者意向調査 報告書	沖縄県・宜野湾市	H10.8
6	ぎのわんのまちづくり ～普天間飛行場関係地権者等 意向把握全体計画～	宜野湾市	H14.3
7	宜野湾市都市マスタープラン策定 業務（平成13年度 業務報告書）	宜野湾市	H14.3
8	平成13年度 宜野湾市自然環境調査 —手法検討調査— 報告書	宜野湾市	H14.3
9	普天間飛行場関係地権者等 意向把握全体計画調査業務委託	宜野湾市	H13
10	ズケラン地区整備可能性調査業務 委託 報告書	宜野湾市	H12.9

11	飛行場周辺既成市街地整備計画調査 報告書	宜野湾市	H12. 9
12	平成 10 年度飛行場跡地利用計画策定（産業機能導入検討）業務 報告書	宜野湾市	H11. 3
13	平成 10 年度飛行場跡地利用計画策定（産業機能導入検討）業務 資料編	宜野湾市	H11. 3
14	普天間飛行場跡地利用基本計画	宜野湾市	H9. 3
15	普天間飛行場跡地利用基本計画（概要版）	宜野湾市	H9. 3
16	建設事業に係る地質調査データ	宜野湾市	S47. 12 ～H8. 10
17	普天間飛行場跡地利用計画 基本構想	宜野湾市	H7. 3
18	普天間飛行場跡地利用に関するアンケート調査結果 報告書	宜野湾市	H7. 3
19	市民フォーラム・青年フォーラム記録集	宜野湾市	H4. 2
20	那覇新都心地区国際都市機能導入方策等検討調査 報告書	地域振興整備公団 財団法人 都市経済研究所	H11. 3
21	沖縄県駐留軍用地等地権者意向調査 報告書	社団法人 沖縄県軍用地等地 主会連合会	H10. 3
22	米国基地閉鎖に伴う「基地関連労働者等雇用対策調査」報告書	基地関連労働者等 雇用対策調査団	H9. 12

【資料リスト（その他資料）】

No.	文書名	発行者（所）	年月日
23	今・昔の普天間 ～新しいまちづくりを目指して～（ビデオ）	沖縄 総合事務局	H14
24	基地がなかった頃 昭和の初めごろ宜野湾への旅（ビデオ）	沖縄 総合事務局	H14
25	今・昔の普天間 ～新しいまちづくりを目指して～（CD-ROM）	沖縄 総合事務局	H14
26	駐留軍用地の今・昔	沖縄県	H8. 3
27	基地跡地開発に関する国・県への要請	宜野湾市	H8. 9 ～H12. 2
28	ザ・討論 普天間飛行場跡地利用と企業誘致 を考える討論会～記録書～	宜野湾市	H11. 3
29	訪米報告・環境計画	宜野湾市	H10. 6
30	宜野湾市と基地	宜野湾市	H5
31	宜野湾市と基地	宜野湾市	S63
32	宜野湾市と基地	宜野湾市	S59. 12
33	宜野湾市史別冊 戦後初期の宜野湾市―桃原亀郎日記	宜野湾市 教育委員会	H9

34	宜野湾市史別冊 写真集 「ぎのわん」	宜野湾市 教育委員会	H3. 10
35	沖縄戦終結 50 年記念・基地シンポジウム	沖縄市	H8. 3
36	基地の返還・移設・跡地利用と 沖縄振興問題	東京国際大学 高橋 明善	H13. 5
37	「隣人」の素顔 フェンスの内側から見た米軍基地	NHK 沖縄放送局編	H12. 4
38	写真集 沖縄戦後史	那覇出版社	H8. 6
39	写真集 沖縄	那覇出版社	H8. 5
40	写真集 沖縄戦	那覇出版社	H7. 2
41	安保条約と地位協定 —沖縄問題の根源はこれだ—	那覇出版社	H7. 12
42	情報公開法でとらえた沖縄の米軍	梅林 宏道	H6. 2
43	情報公開法でとらえた在日米軍	梅林 宏道	H4. 12



(2) ホームページ

情報提供窓口同様、多くの人に普天間飛行場等に関する情報を知ってもらうため、宜野湾市ホームページの中に、基地政策部基地渉外課のホームページを開設した。ホームページでの主な情報内容は以下の通りである。

【主な情報内容】

- 関係地権者等意向把握全体計画の全容
- 今年度の取り組み概要
- 地権者懇談会、まちづくりイベント等の案内
- 普天間飛行場の概要（面積、土地所有状況、地区構成、歴史的経緯等）
- 跡地対策準備協議会の概要
- 情報誌「ふるさと」のバックナンバー（1号～3号）等



3 章 各取り組みの成果と今後の方向性

3章 各取り組みの成果と今後の方向性

ここでは、1章で示した各取り組み目的に対する今年度の成果を整理するとともに、今後、継続性を持って効果的に各取り組みを実施していく上での方向性を整理する。

(1) 地権者懇談会

<目的に対する取り組みの成果>

【目的その1】普天間飛行場に関するきめ細かな情報の提供と理解

<取り組みの成果>

- 昨年度作成した「全体計画」の内容の周知を図るとともに、次年度実施する地権者個別意向把握調査に向けて、事前に「地権者に理解してもらう必要性の高い情報」を提供した。
 - ・普天間飛行場のまちづくりに関する基礎的な事項
 - ・土地活用の方法
 - ・地権者の土地所在地
 - ・宜野湾市都市マスタープランの策定状況 等
 - 策定作業の進捗状況等から、宜野湾市都市マスタープランに関しては十分な情報を提供しきれていない。
 - 資料づくりの工夫により、提供した情報内容に対する約9割の理解を得た。(懇談会時のアンケート調査より)
 - アンケート調査を通じて、地権者が望む情報内容を把握することにより、地権者のニーズに応じた情報を提供した。
 - より多くの地権者との対話の場を確保するため、様々なパターンによる懇談会を開催し、今後の効果的な懇談会運営に向けた基礎的事項を把握した。
 - ・アンケート調査からは、平日、休日の「夜間」が効果的であると判明
 - ・アンケート調査からは、多数の駐車場を確保できる会場が効果的であると判明
- ⇒地権者には高齢者が多く、気軽に行ける場所(身近な公民館等)を望む意向も会当日には多くあげられた。

【目的その2】地権者意向や問題意識の把握と不安の解消

＜取り組みの成果＞

- 地権者の意向を把握する上での前段として実施した、「懇談会での発言のしやすさ」に関するアンケート調査では、発言を希望する地権者の大部分が「発言できた」、「他の人が同じ内容を発言した」と回答しており、地権者と行政の対話の環境は現状で概ね問題ないものと考えられる。
- 地権者からの意向としては、「跡地利用に対する提案や要望」、「情報として欲しい内容」、「跡地利用基本計画の位置づけや方向性に関する不安」等、多岐にわたる内容があげられた。
- 地権者が考える問題点や不安に対しては、今後の計画策定の流れ（宜野湾市都市マスタープラン～跡地利用基本方針～跡地利用基本計画等）や跡地対策準備協議会での検討結果等を説明することで、概ねの納得、理解は得られたものと考えられる。

【目的その3】まちづくりに対する意識向上

＜取り組みの成果＞

- 初回をピークに参加者は減少の傾向にあり、参加者数からみた関心度という点では、十分な成果が得られたとはいえない。
- 本年度は、次年度実施する地権者個別意向把握調査の前段としての情報提供が主であり、情報としてのインパクトに欠けたことも、地権者の関心を得られなかった要因であると想定される。
- 一部の地権者からは、「将来を見据えて今から考えていくことは大切である」、「他人任せでなく、自分たちでも考えなくてはならない」といった前向きな意見もあげられ、意向内容からは、まちづくりに関する意識の変化（高まり）が徐々に生じてきたと考えられる。



《今後の方向性》

■市の将来像等、合意形成に向けて必要性の高い情報内容の提供

- ・今後の合意形成に向けては、市の将来像や跡地利用の考え方等に対する、地権者等の理解を得ていくことが重要課題となる。そのため、宜野湾市都市マスタープランの具体的な内容や跡地利用基本方針策定経過に関する情報提供等、状況に応じた必要性の高い情報の提供を図るものとする。

■地権者にとって魅力のある情報の提供

- ・地権者のまちづくりに対する関心度を高めるためにも、今年度同様、アンケート調査等を通じた地権者ニーズの把握を行い、極力地権者にとっての魅力やインパクトのある情報を提供するものとする。

■効果的な懇談会運営の推進

- ・今年度同様、分かりやすい資料の提供により、地権者の理解を得られるよう努めるものとする。
- ・小規模単位での実施や参加しやすい日時、会場の設定など、地権者のニーズに極力応じた形での懇談会運営を図るものとする。

■地権者の意識啓発と組織の強化

- ・まちづくりに対する地権者意識の向上に向けては、次年度実施する個別意向把握調査（回収）の協力を地権者に要請するなど、合意形成活動に直接関わるきっかけをつくることにより、地権者の意識啓発を図るとともに、こうした取り組みを通じた組織強化を目指すものとする。

(2) 情報誌ふるさとの発行

＜目的に対する取り組みの成果＞

【目的その１】地主会加入全地権者に対する情報の提供

＜取り組みの成果＞

- 懇談会へ参加できない地権者に対しても極力タイムリーな情報を提供するため、地権者懇談会の開催と合わせて、計３回の情報誌発行を行った。
- 懇談会時に実施したアンケート調査を通じて、地権者が情報誌に求める内容が明らかにされた。
 - ・返還に向けた国や県の取り組み状況の詳細内容について掲載
 - ・懇談会で出された地権者の意向と、それに対する市の回答をより多く掲載
- アンケート調査からは、情報誌を読んでいないとする地権者はほとんどいないことから、ふるさとの発行は効果的な情報提供手段の一つであることが明らかになった。



《今後の方向性》

■地権者のニーズに応じたより詳細な情報の提供

- ・ 今後は、効果的な発行時期の検討（懇談会の開催と合わせた発行⇒国や県の取り組み状況等の情報が蓄積された段階での発行等）や、必要に応じた誌面増についても検討し、より詳細な情報の提供に努めるものとする。
- ・ また、懇談会に参加できない地権者を考慮し、懇談会時に使用する資料のダイジェスト版を添付することなどについても検討するものとする。

■地主会未加入者に対する情報誌発行の検討

- ・ 将来的には、地主会未加入者に対する情報提供も行っていく必要があるが、配布の時期等については、次年度実施する地権者個別意向把握調査の結果をみて、望ましい方策を検討するものとする。

(3) 地権者情報のデータベース化

＜目的に対する取り組みの成果＞

【目的その1】地主会未加入者の把握と地権者の基礎情報の整理

＜取り組みの成果＞

- 全ての地権者（地主会未加入者を含む）に情報を提供でき、意向を把握するための環境づくりに向けた初期段階の取り組みとして、最新情報に基づく以下の情報を一覧リストとしてとりまとめた。
 - ・地主会未加入者の状況
 - ・地権者の最新基礎情報（住所、氏名、所有状況等）

【目的その2】個々の土地所在地の周知

＜取り組みの成果＞

- 地権者から数多くの要望があげられたことや、次年度予定する地権者個別意向把握調査の前段としての必要性から、地権者に各々の土地の位置を把握してもらうための閲覧用図面を作成し、希望者に対して土地所在地の周知を図った。
- 普天間飛行場内の一部の区域では、土地の位置境界が明確でないため、土地の位置を知ることができないといった地権者がおり、明確化の必要性が改めて認識された。



《今後の方向性》

■計画の具体化と合わせた個々の地権者意向のデータ化

- ・今後策定する跡地利用基本計画等の段階では、地権者の基礎的な情報のみならず、個人レベルでの意向の整理についても行う必要性が生じてくる。そのため、次年度の個別意向把握調査から、個々の地権者の意向を履歴として残し、段階ごとに更新していけるよう、個々の意向をデータベースとして整理する上での環境整備を図るものとする。

■土地所在地未確認者に対する早期周知

- ・現状では、各々の土地所在地を認識していない地権者も多々存在すると想定されることから、個別意向把握調査の前段の段階で、これら地権者に対して各々の土地所在地を知らせるための方策を検討するものとする。

■土地の位置境界不明地の明確化

- ・国との連携の基、全地籍の早期明確化に努めるものとする。

■地権者情報の保護

- ・地権者のプライバシーに関わる情報については、法令に基づき適正に保護していくこととする。

(4) 各種団体懇談会の実施

＜目的に対する取り組み成果＞

【目的その1】普天間飛行場に関する情報の提供

【目的その2】地権者の実情に対する理解取得

【目的その3】地権者以外の視点からみたまちづくりに対する意向把握

＜取り組みの成果＞

- 昨年度からの発展形として、各種団体を対象とした情報提供や意向把握を行うため、代表者を一同に集めた懇談会を実施した。(文化協会、婦人連合会は個別に実施)
- 全体計画の説明、今年度の取り組み状況等の報告を行ったが、地権者の実状に対する理解取得やまちづくりに対する意向把握までには至っていない。



《今後の方向性》

■各種団体代表者を対象とした懇談会の継続的实施

- ・普天間飛行場のまちづくりを考える上では、地権者、行政のみならず、市民のバックアップが確実に必要となることから、跡地利用基本方針等については、市民からみた跡地利用に対する考え等も把握した上で策定することが大切となる。そのため、今後当面の間においては、各種団体代表者を対象とした懇談会の継続的实施を図り、地権者の実状に対する理解と地権者以外の視点からみたまちづくりに対する意向把握を行うものとする。

■市民の合意形成に向けたネットワークづくり

- ・今後の円滑な合意形成に向けて、より効果的に市民へ情報を提供し、意向を把握するため、各種団体やまちづくりへの関心の高い市内 NPO 組織等を軸とした、情報提供・意向把握の体制づくりを検討するものとする。

(5) 広報誌による PR

＜目的に対する取り組み成果＞

【目的その１】 普天間飛行場の取り組み状況等に関する情報提供

＜取り組みの成果＞

- 市民に対する情報提供の一環として、市広報誌と合わせた折込ちらしを発行し、普天間飛行場に関する取り組み状況（情報提供窓口やホームページの開設案内、イベント実施状況等）を周知した。



《今後の方向性》

■継続的な発行と情報内容の充実

- ・本取り組みは、市民への効果的な情報提供手段として、今後も継続的に実施するとともに、庁内各課との連携強化により、情報内容の充実（宜野湾市都市マスタープランや自然環境調査、文化財調査等の内容についても掲載）に努めるものとする。

■自治会未加入者に対する情報提供手段の検討

- ・多くの市民が集まるイベント時等における情報提供手段の強化や、マスメディアの積極的な活用など、自治会未加入者に対しても情報が行き届くような方策を検討するものとする。

(6) 若手地権者懇談会の実施

＜目的に対する取り組み成果＞

【目的その1】次年度からの若手検討組織立ち上げに向けた体制づくり

＜取り組みの成果＞

- 若手地権者の育成や組織的な活動基盤づくりの第一歩として、若手地権者懇談会の組織化が図られるとともに、当面における勉強会形式での活動が決定するなど、次年度以降の継続的な展開に向けた大枠での環境整備が図られた。
- 仕事等の関係で参加できない地権者も多く、効果的な運営方法を検討する必要性が生じた。（特に金曜日（週末）は難しいとの意見あり）

【目的その2】若手の意向や問題意識の把握

＜取り組みの成果＞

- 今後普天間飛行場について考えていく上での前提として、「地権者の状況や跡地対策準備協議会の内容等、基礎的な事項を把握する必要がある」といった問題提起がなされた。
⇒こうした問題提起を受けて、第2回懇談会では勉強会を実施
- また、「地権者としての立場のみでなく、一市民としても考えていかななくてはならない」といった意向が示されるなど、若手の持つ意向や問題意識の把握が図られた。

【目的その3】若手が考える必要性等についての理解を深め、自覚を促す

＜取り組みの成果＞

- 第1回懇談会開催時に、全体計画に示される理念や取り組みの方向性を説明したことにより、若手が考えていく必要性についての理解が得られた。
- また、「これまではあまり普天間飛行場のことを考えたことはなかったが、今後は真剣に考えていきたい」といった意見が多くあげられ、普天間飛行場のまちづくりを検討していくことに対する積極的な姿勢が伺えた。

《今後の方向性》

■ 詳細な活動体制等の早期確立

- ・今年度は、本格的な組織化に向けた大枠での環境整備が図られたが、今後においては、活動が早い段階で軌道に乗るよう、詳細な活動スケジュールの決定や、活動体制（定例会等による運営、連絡体制等）の確立を図るものとする。

■ 勉強会の継続的实施による組織としての基盤強化

- ・大規模なまちづくりの先進事例（港北ニュータウン、那覇新都心等）の研究や視察会の実施、法制度を中心とした基礎的なまちづくり学習の実施等、勉強会形式による活動を展開することにより、跡地利用基本計画等の策定段階における検討組織への発展に向けた、会としての基盤強化を図るものとする。

■ 積極的な資料提供と効果的な勉強会方法の検討

- ・若手地権者のまちづくりに関する知識の習得に向けて、行政側からの積極的な資料提供を行うとともに、戦後の土地の割り当て等に関わった地域の方々や、普天間飛行場の状況を詳しく知る地域の高齢者等を講師として招聘するなど、工夫を凝らした効果的な勉強会方法のあり方を検討するものとする。

■ 若手リーダーの育成

- ・さらに、勉強会形式での活動と平行して、会を統括するリーダー的人物の育成を行うものとする。

(7) 小中学校における総合学習の展開に向けた準備

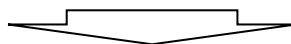
<目的に対する取り組み成果>

【目的その1】普天間飛行場のまちづくりを今から考える必要性を認識してもらう

【目的その2】次年度からの展開に向けた基盤づくり

<取り組みの成果>

- 今年度は、次年度以降からの教育の場におけるまちづくり学習の展開を目指し、教育委員会等との調整を重ねてきたが、県内移設、15年問題等がクリアされていない状況の中で、普天間飛行場を題材としたまちづくり学習は時期尚早ではないかとの意見が校長会議にてあげられた。しかし、普天間飛行場に限定せず、自分たちが生活する宜野湾市のことを考える必要性についての理解は得られた。
- 学校教師を対象に実施したアンケート調査では、学校教育におけるまちづくり学習について、「ぜひ取り組んでみたい」、「取り組む方向で検討したい」とする学校が大部分を占め、取り組みの可能性については、好感触が得られた。
- また、次年度以降からの展開に向けて、実際の取り組みにあたっての問題点や行政に対する要望事項等を把握できた。



《今後の方向性》

■行政としての支援策の検討

- ・本取り組みを軌道に乗せ、多くの子供たちがまちづくりを考えられるような環境形成を図るため、関係機関等との調整の基、資料、場所、人材等のあらゆる面において、行政として可能な支援策を早期に検討し、学校側へ提示するものとする。

■各学校等との連携によるまちづくり学習カリキュラム作成の検討

- ・今年度は、まちづくり学習の展開に向けた可能性や、大枠での問題点等を把握したが、実際の取り組みにあたっては、より詳細に検討すべき事項が多数あるものと考えられる。そのため、本取り組みを継続性を持って効果的に展開できるよう、学校教師等との連携の基、年間スケジュールや成果のあり方等を含めた、まちづくり学習プログラムの作成について検討するものとする。

(8) まちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み

＜目的に対する取り組み成果＞

【目的その1】 広く市民等に対する情報提供

【目的その2】 普天間飛行場のまちづくりに対する意識の向上

＜取り組みの成果＞

- 地権者・市民が一体となってまちづくりを考える気運づくりの第一歩として、今年度は市のイベントと合わせた普天間ブースの設置を行い、普天間飛行場に関する取り組み状況等を広く周知したが、素通りする来訪者も多く、十分な成果を得られたとはいえない状況にある。



《今後の方向性》

■来訪者の興味を引き付けられる企画や情報内容の検討

- ・より多くの人々に普天間飛行場の状況を知ってもらい、まちづくりに対する関心を持ってもらうよう、地域文化であるエイサーやカチャーシー等のイベントを活用した情報提供を行うとともに、来訪者の興味を引き付けられるような企画や、情報内容の充実を検討するものとする。

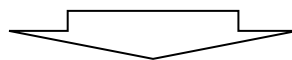
■基地を活用したイベントの検討

- ・普天間飛行場をじかに目で見て、その広大さを知ることを通じて、まちづくりに対する関心の向上が図られるよう、関係機関との調整のもと、基地開放日等を活用したまちづくりイベントの実施を検討する。

(9) 情報提供窓口・ホームページ

<取り組みの成果>

- 情報提供窓口の開設により、普天間飛行場等に関する情報提供の拠点的な場が確保されるとともに、日常における地権者・市民等と行政の直接的な対話の場の創出が図られた。
- 地権者や市内小中学生をはじめとする多数の来訪者がみられ、一定の成果が得られたと考えられる。
- ホームページの開設により、地権者等が手軽に普天間飛行場等に関する情報を得られる環境形成が図られたが、状況変化に応じたタイムリーな情報を提供しきれたとはいえない状況にある。

**《今後の方向性》****■ 情報の蓄積と合わせた情報提供窓口の機能拡充**

- ・ 普天間飛行場のまちづくりは長期にわたるものとなり、その間には相当数の情報が蓄積されるものと想定される。現在の情報提供窓口は、宜野湾市基地政策部の一部スペースに設置されているが、今後の情報量の増加に応じて、機能拡充を図るものとする。

■ 国・県・市等の取り組み状況の変化や進展と合わせた迅速な情報更新

- ・ 地権者・市民等へタイムリーな情報を提供するため、国・県・市等の動向や懇談会、まちづくりイベント等の各種取り組みの開催と合わせて、適宜、ホームページへの掲載情報を更新できるような環境形成を図るものとする。

■ 意向把握、質疑応答の場としての有効的な活用

- ・ ホームページについては、情報提供のみならず、懇談会等へ参加できない地権者・市民等からの意向把握の場として、また普天間飛行場等に関する質疑応答の場として活用できるような環境形成を図るものとする。

4 章 次年度取り組みプログラム

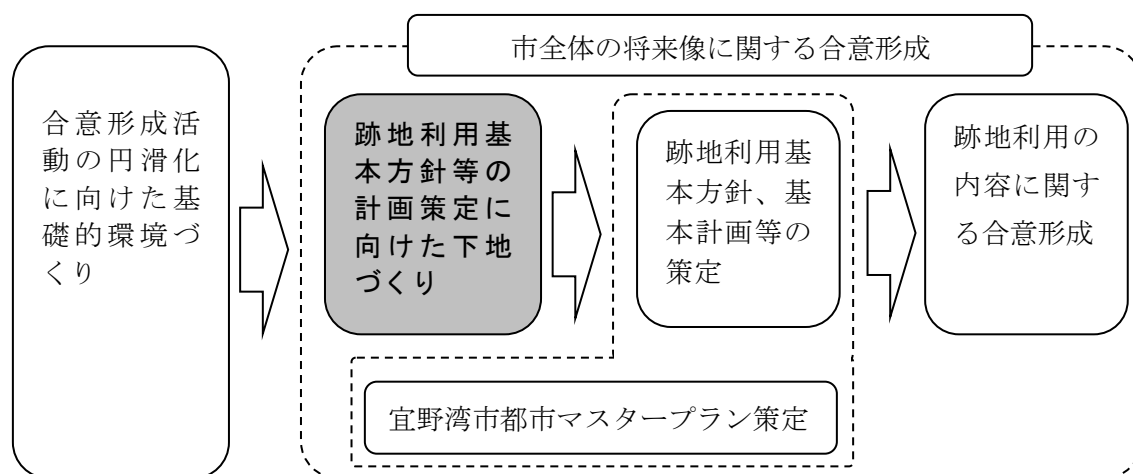
4章 次年度取り組みプログラム

4-1 取り組み項目

今年度は、各種団体懇談会の実施やまちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み等、一部の取り組みについて今後に課題を残すものも生じたが、地権者情報のデータベース化や若手地権者懇談会の立ち上げ、さらにはアンケート調査等により地権者ニーズの把握が図られるなど、今後の合意形成活動を円滑に進めていくための基礎的な環境が概ね形成されたところである。

こうした中、次年度においては、上記積み残し課題を踏まえつつ、「跡地利用基本方針等の計画策定に向けた下地づくり」を目標として、地権者個別意向把握調査を軸に、以下の取り組みを実施する。

【第1ステージの展開イメージ】



①地権者個別意向把握調査

宜野湾市都市マスタープランや跡地利用基本方針への地権者意向の反映や、今後の合意形成活動の円滑化を図るため、地主会未加入者を含む普天間飛行場地権者全員を対象とした意向調査により、地権者のまちづくりに対する意向や土地活用意向、合意形成活動に対する意向等を把握し、地権者の全体意向としての整理を行う。

なお、調査票回収にあたっては、地主の意識啓発にもつながるよう、役員等に対する回収の協力依頼について検討する。

②地権者懇談会

地権者個別意向把握調査の結果報告や返還に向けた取り組み状況等、宜野湾市都市マスタープラン及び跡地利用基本方針の策定を視野に入れた具体的な情報を提供するとともに、直接的な対話の場を確保するため、懇談会を実施する。

- 上記内容や、地権者のニーズに応じた情報が蓄積された節目の段階において、小規模単位での実施を予定

③情報誌の作成

地権者へのきめ細かな情報提供を行うため、情報誌「ふるさと」の継続的な発行を行う。誌面作成にあたっては、地権者の理解のしやすさや情報内容の充実等、平成14年度に把握した地権者ニーズに配慮して行うものとする。

④各種団体懇談会

広く市民に対する情報提供を行う上での基盤づくりとして、また、地権者以外の視点から見たまちづくりに対する意向把握を行うため、各種団体の代表者を一同に集めた懇談会を実施する。

⑤地域別懇談会

合意形成活動等、各種取り組みについての情報を提供するとともに、地権者の抱える問題への認識と市民側からの意向に基づく支援策等を検討するため、自治会代表者等を一同に集めた地域別市民懇談会を実施する。

⑥広報誌によるPR

広く市民に対する情報提供を行うため、平成14年度同様、市広報誌と合わせた折込ちらしを発行する。また、自治会未加入者に対する対応方針についても検討する。

⑦若手地権者懇談会

普天間飛行場跡地のまちづくりの実現に向けては、長期的かつ継続的な検討が必要となることから、次世代を担う若い世代の育成とまちづくりへの参画が不可欠となる。そこで、H14年度に立ち上げた「若手地権者懇談会」を発展させ、若手勉強会組織として継続的に活動を展開し、将来的な検討組織への発展に向けた基盤強化を図る。

- 先進事例や法制度を中心とした基礎的なまちづくり学習の実施

⑧総合学習の展開に向けた取り組み

平成 14 年度に実施した教育委員会等との調整事項を踏まえ、平成 15 年度における実際の総合学習の取り組み状況を把握するとともに、実施上の問題点等を明らかにし、継続的な実施に向けた方向性を整理する。

⑨まちづくり気運の醸成・ムードづくりとしての取り組み

はごろも祭や基地開放日の活用等、市のイベントと合わせて、普天間飛行場の返還に向けた取り組み状況等を地権者・市民に対して広く周知するとともに、市全体でのまちづくりに対する一体的な気運醸成を図る。

- 平成 16 年度以降は、宜野湾市都市マスタープランの策定等を契機に、普天間まちづくりイベントの実施〈普天間跡地利用コンクール、パネルディスカッション等〉を検討

⑩地権者意向データベース化

地権者個別意向把握調査では、地権者全体での意向を定量的に整理し、宜野湾市都市マスタープランや跡地利用基本方針への反映を図ることとなるが、今後、跡地の具体的な検討を行っていく上では、小単位（個人レベル）での意向の整理を行う必要性が生じてくる。そのため、今回の意向調査から、個々の地権者の意向を履歴として残し、段階ごとに更新していけるよう、個々の意向をデータベースとして整理する。

4-2 スケジュール

	H15									H16		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画準備	■											
1. 市全体の将来像に関する合意を得るための取組												
1) 地権者に対する取組												
①地権者個別意向把握調査	■	■	■	■	■	■	■					
●調査票設計	■											
●調査票配布		■										
●調査票回収		■	■	■	■							
●解析・とりまとめ			■	■	■	■	■	■	■			
②地権者懇談会							■	■		■	■	
③情報誌の作成	■					■	■				■	■
2) 市民に対する取組												
①各種団体懇談会						■	■			■	■	
②地域別懇談会								■	■			
③広報誌によるPR							■	■				■
2. 将来の人づくりとしての取組												
①若手地権者懇談会			■	■		■	■		■	■		
②総合学習の展開に向けた取組				■	■	■	■	■	■	■	■	
					■	■	■	■	■	■	■	
3. まちづくり気運醸成・ムードづくりとしての取組					■	■	■	■	■	■	■	
						■	■	■	■	■	■	
4. 地権者意向データベース化		■	■	■	■	■	■					
5. 取り組みの評価・検証等												
①合意形成推進委員会の運営	■						■	■			■	■
②成果とりまとめ（報告書等）						■	■	■	■	■	■	■

参考資料

参考資料

参—1 取り組みの全体経過

実施時期	取り組み項目	概要																												
平成 14 年 5 月 13 日 ～24 日	第 1 回地権者懇談会	○関係地権者等意向把握全体計画（H13 年度策定）、宜野湾市都市マスタープラン、沖縄振興新法の概要説明 <table><tr><th>開催月日</th><th>参加者</th><th>開催月日</th><th>参加者</th></tr><tr><td>13 日（月）</td><td>12 名</td><td>20 日（月）</td><td>13 名</td></tr><tr><td>14 日（火）</td><td>23 名</td><td>21 日（火）</td><td>14 名</td></tr><tr><td>15 日（水）</td><td>37 名</td><td>22 日（水）</td><td>54 名</td></tr><tr><td>16 日（木）</td><td>23 名</td><td>23 日（木）</td><td>59 名</td></tr><tr><td>17 日（金）</td><td>14 名</td><td>27 日（月）</td><td>24 名</td></tr><tr><td>18 日（土）</td><td>13 名</td><td>合計</td><td>286 名</td></tr></table> * 11 会場で実施	開催月日	参加者	開催月日	参加者	13 日（月）	12 名	20 日（月）	13 名	14 日（火）	23 名	21 日（火）	14 名	15 日（水）	37 名	22 日（水）	54 名	16 日（木）	23 名	23 日（木）	59 名	17 日（金）	14 名	27 日（月）	24 名	18 日（土）	13 名	合計	286 名
開催月日	参加者	開催月日	参加者																											
13 日（月）	12 名	20 日（月）	13 名																											
14 日（火）	23 名	21 日（火）	14 名																											
15 日（水）	37 名	22 日（水）	54 名																											
16 日（木）	23 名	23 日（木）	59 名																											
17 日（金）	14 名	27 日（月）	24 名																											
18 日（土）	13 名	合計	286 名																											
平成 14 年 7 月 12 日	各種団体懇談会（文化協会）	○全体計画の概要説明																												
平成 14 年 8 月	情報提供窓口・ホームページの開設	○地権者・市民等に対する情報提供の場として設置																												
平成 14 年 8 月 7 日	各種団体懇談会（婦人連合会）	○全体計画の概要説明																												
平成 14 年 8 月 10 日 ～11 日	はごろも祭りにおける普天間ブースの設置	○平成 13 年度の取り組みを記したパネルの展示 ○普天間街並み再現ビデオの連続放映																												
平成 14 年 9 月	情報誌ふるさとの発行	○地権者懇談会の案内、報告 ○国・県・市の取り組み状況等																												
平成 14 年 9 月 17 日 ～24 日	第 2 回地権者懇談会	○今後のまちづくりと合わせて地権者に考えていただきたい事項（返還後における早期土地利用の必要性）の説明 <table><tr><th>開催月日</th><th>参加者</th><th>開催月日</th><th>参加者</th></tr><tr><td>17 日（火）</td><td>26 名</td><td>20 日（金）</td><td>21 名</td></tr><tr><td>18 日（水）</td><td>19 名</td><td>21 日（火）</td><td>48 名</td></tr><tr><td>19 日（木）</td><td>37 名</td><td>合計</td><td>151 名</td></tr></table> * 4 会場で実施	開催月日	参加者	開催月日	参加者	17 日（火）	26 名	20 日（金）	21 名	18 日（水）	19 名	21 日（火）	48 名	19 日（木）	37 名	合計	151 名												
開催月日	参加者	開催月日	参加者																											
17 日（火）	26 名	20 日（金）	21 名																											
18 日（水）	19 名	21 日（火）	48 名																											
19 日（木）	37 名	合計	151 名																											
平成 14 年 9 月 27 日	第 1 回合意形成推進委員会	○これまでの取り組み経過の報告と平成 14 年度作業計画について ⇒各取り組み内容についての確認がなされた。																												

平成 14 年 10 月 21 日 ～11 月 1 日	平和資料展における普 天間ブースの設置	○普天間飛行場に関する取り組み年表や第1ス テージの取り組みイメージを記したパネル展示 ○普天間街並み再現ビデオの連続放映														
平成 14 年 10 月 22 日	総合学習の展開に向け た教育委員会との調整	○総合学習時間において普天間飛行場を題材と した学習を実施することの主旨説明 ⇒取り組みの主旨に関する理解を得られた。														
平成 14 年 11 月	情報誌ふるさとの発行	○地権者懇談会の案内、報告 ○国・県・市の取り組み状況等														
平成 14 年 11 月	総合学習の展開に向け た教育委員会との調整 (校長会議での説明)	○総合学習時間において普天間飛行場を題材と した学習を実施することの主旨説明 ⇒県内移設等の問題がクリアされていないた め、時期尚早ではないかとの見解が示された。														
平成 14 年 11 月 26 日 ～29 日	第 3 回地権者懇談会	○普天間飛行場のまちづくりの流れを説明 ○各地権者に対する土地所在地の周知 <table><tr><td>開催月日</td><td>参加者</td><td>開催月日</td><td>参加者</td></tr><tr><td>26 日 (火)</td><td>16 名</td><td>29 日 (金)</td><td>48 名</td></tr><tr><td>27 日 (水)</td><td>36 名</td><td rowspan="2">合計</td><td rowspan="2">118 名</td></tr><tr><td>28 日 (木)</td><td>18 名</td></tr></table> *3 会場で実施	開催月日	参加者	開催月日	参加者	26 日 (火)	16 名	29 日 (金)	48 名	27 日 (水)	36 名	合計	118 名	28 日 (木)	18 名
開催月日	参加者	開催月日	参加者													
26 日 (火)	16 名	29 日 (金)	48 名													
27 日 (水)	36 名	合計	118 名													
28 日 (木)	18 名															
平成 14 年 12 月	広報誌による取り組み の PR	○情報提供窓口の開設やまちづくりイベント 等、普天間飛行場に関する市の取り組み状況の 周知														
平成 14 年 12 月 19 日	第1回若手地権者懇談会	○若手地権者懇談会開催の主旨説明、意見交換														
平成 14 年 12 月 25 日	第 2 回合意形成推進委 員会	○今年度の各取り組みに対する評価内容につい て検討 ⇒評価内容について概ね了承を得られた。														
平成 15 年 1 月 17 日	総合学習の展開に向け た教育委員会との調整	○平成 14 年 11 月の校長会議での見解を受け、 普天間飛行場にとらわれず、宜野湾市全体を 対象としたまちづくり学習という形で展開す る方向で調整														
平成 15 年 1 月	情報誌ふるさとの発行	○地権者懇談会の案内、報告 ○国・県・市の取り組み状況等														
平成 15 年 2 月 6 日	総合学習の展開に向け た教育委員会との調整 (校長会議での説明)	○教育委員会との調整に基づき、普天間飛行場 に限定せず、まちづくり学習として実施する ことを再度説明 ⇒概ねの理解を得られた。														

平成 15 年 2 月 7 日～ 8 日	第 4 回地権者懇談会	○返還後に考えられる土地活用の方法や宜野湾市都市マスタープランの策定経過等について説明 <table><tr><td>開催月日</td><td>参加者</td></tr><tr><td>7 日（金）</td><td>38 名</td></tr><tr><td>8 日（土）</td><td>22 名</td></tr><tr><td>合計</td><td>60 名</td></tr></table> *2 会場で実施	開催月日	参加者	7 日（金）	38 名	8 日（土）	22 名	合計	60 名
開催月日	参加者									
7 日（金）	38 名									
8 日（土）	22 名									
合計	60 名									
平成 15 年 2 月 21 日	第2回若手地権者懇談会	○普天間飛行場の基礎的事項について説明 ○次年度以降の検討内容について意見交換								
平成 15 年 3 月 5 日	各種団体懇談会（全 33 団体対象）	○普天間飛行場に関する国・県・市の取り組み状況や今年度の業務内容について説明（参加団体：15 団体）								
平成 15 年 3 月 10 日	第 3 回合意形成推進委員会	○今年度の取り組み成果と今後の方向性について検討 ⇒委員会での検討内容を踏まえて、事務局でとりまとめを行うこととなった。 ○次年度活動プログラムについて説明								
平成 15 年 3 月 25 日迄	学校教員（総合学習担当）を対象としたアンケート調査	○アンケート調査により、まちづくり学習の可能性、実施上の問題点等を把握								

参—2 合意形成推進委員会設置要綱及び委員

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 普天間飛行場の跡地利用の促進を図る為、関係地権者等の合意形成に向けた各種取組みが平成13年度策定の関係地権者等意向把握全体計画(以下「全体計画」という。)に基づき適正に実施されているかどうかを判断するための第三者機関として、合意形成推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 全体計画に関すること。
- (2) 全体計画に基づく取組みの実施にあたっての評価・検証、及び平成15年度詳細プログラムの作成に関すること。

(構成)

第3条 委員会は委員9名以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国、県の職員
- (3) 地主会代表
- (4) 各種団体代表

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員会の委員の定数は、半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を説明員として出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、宜野湾市基地政策部基地渉外課がこれにあたる。

(補則)

第7条 前条までに規定するものの他、委員会の運営に関して必要な事項は委員会で決定する。

附則

この規則は平成14年9月27日から適用する。

(2) 委員会委員

N o	所属・役職		氏 名
1	学識経験者	株式会社 ピー・エス 九州支店 理事 (市都市計画審議委員長)	ひが やすお 比嘉 康夫
2	学識経験者	沖縄国際大学教授	なかち てつお 仲地 哲夫
3	学識経験者	沖縄国際大学教授	いしはら まさいえ 石原 昌家
4	国 職 員	沖縄総合事務局跡地利用対策課長	おやどまり ひでとし 親泊 英利
5	県 職 員	沖縄県振興開発室参事	やましろ としたか 山城 俊尚
6	地 主 会	役 員	とけし すすむ 渡慶次 侑
7	地 主 会	役 員	さきま ゆうき 佐喜眞 祐輝
8	各種団体	自治会長会・会長	あがりえ としお 東江 利雄
9	各種団体	市婦人連合会・会長	しみず すみこ 清水 スミ子

参—3 懇談会を通じた地権者意向

今年度実施した懇談会からの地権者意向を以下の項目ごとに整理する。

- ①跡地利用に向けての提案や要望
- ②跡地利用計画の位置づけや方向性に関する不安
- ③情報提供のあり方に関する意見
- ④情報として欲しい内容
- ⑤まちづくりや懇談会の進め方に関する意見
- ⑥開発に関する物理的な不安
- ⑦文化財に関する意見
- ⑧基地内調査、原状回復に関する意見
- ⑨基地返還の動きに対する不安
- ⑩返還に伴う経済的な不安・要望
- ⑪国の制度に関する意見
- ⑫事業主体や内容に関する意見
- ⑬先行買収に関する意見
- ⑭給付金に関する意見
- ⑮その他の意見

①跡地利用に向けての提案や要望

- 財政計画は3～4年後を目標に策定されとのことだが、市としては、基地の固定資産税を確保しておくなど、今から将来の財源の確保をはじめたほうが良いのではないか。
- 現在では、仮の墓地をつくって安置しているが、元の場所に墓地をつくることを基本方針の中に盛り込んでほしい。
- 戦後、集団移転で屋敷を全部なくしてしまったので、跡地開発の際には住宅地として土地を提供してもらいたい。
- 大山地区にとって、保安林は飛行場からの風や大雨等の災害を防ぐものであるが、災害対策や環境対策のためにも、各地区に対し保全して公園などとしてほしい。
- 広大な土地の利用であるため、沖縄県民のためだけでなく、もっと広域に考える必要がある。地権者が中心となって、国連大学（国際関係機構）等を誘致するなどして、国際化を進めるべきではないか。
- 保留地は一箇所にまとめて、高く売れるようにしたらいいのでは。

- 跡地利用について、行政では基地政策部という部署を設けて計画を進めているが、返還開発にあたって、建築部や下水道、住民課といった他部署との連携はとれているか。
- 人口の過密化など跡地利用による周辺地域への影響も考慮した上で、計画を行って欲しい。
- モノレールや大きな道路が宜野湾市まで延びて欲しいといった話を地権者間ですることがあるが、国や県・市はどのようにして計画を進めているのか。
- 景観向上や災害対策として、電線の地中化を行って欲しい。新都心ではメイン通りだけだが、宜野湾市では全域地中化して欲しい。
- 本土、外国から宜野湾市を見て、どのように見えるのかを考えた。ベトナム戦争時は瑞慶覧のアンテナに海外から情報が入ってきていて、軍事的には沖縄は重要であった。企業（貿易）から見ても、重要な位置と思われる。これからの世の中、情報の中継基地として、普天間を整備できないか。
- 古い地区に新しい街が作られると、古い街は人が少なくなっている例がある。短い目で見るといいが、長い目で見ると、大きな変化がでてくる。そのようなことがないようにしてほしい。
- 沖縄の特性（亜熱帯、長寿など）を生かして、近隣地域とのつながりを考えたまちづくりを行なって欲しい。高齢化社会に向けて、お年寄りが「宜野湾に住みたい」と思えるような街にしたい。
- 返還後、まちづくりを行なった場合、人口の増加も考えられるので、公共施設を建設する時は、人口増加を見越した計画を行なって欲しい。また、国や県・市などに売却する場合に、税制などで優遇されれば、公共用地の確保を支援しやすいと思うが。
- 基地の下にガマ（穴）があるようだが、返還後手を加えて、玉泉洞のようにできると思う。

②跡地利用計画の位置づけや方向性に関する不安

- 今までの計画がどのように取り扱われ、今後の開発がどのように進んでゆくのか気がかりである。
- 一昨年の説明会で提示のあった跡地利用計画は白紙撤回するのか。
- 私たちは一昨年の計画を基にイメージをもっており、新しく計画をつくることは一度も聞いたことがない。
- 跡地利用については20年位前から話があり、そのたびごとに変化しているが、今回はどのような意味合いで修正するのか。

- 軍用地の解放時期が分からない中で計画すること自体が難しいが、今から計画をしておかないと返還されたときに困ることとなる。
- 市役所にある模型のような跡地利用計画となるのか。
- 基地があるがゆえに金網に囲まれているような街だが、今後どのように変わっていくのか。
- 普天間記念公園を作る計画を県はしているようだが、国・県・市が考えるまちづくりの整合性はとれているのか。
- 新聞に県知事発言として「公園緑地の面積を従来の 1.5 倍にするよう計画している」との記載があったが、地主会は行政からそのような話を聞いているか。
- 普天間のような大規模な跡地の計画は大変だろうが、個々の地権者としては、いつ頃使用できるようになるのか気になる。天久は普天間よりも規模が小さいが、使用できるようになるまでとても時間がかかっている。地域性も考慮したまちづくりを行なって欲しい。
- 平成 9 年に市で作成した跡地利用計画を今回は参考にするということだが、どうして前回のものを使わないのか。そして、返還されるのはずっと先のように言っているが、基地内で重大な事故が発生すれば、もしかするとすぐに返還されることがあるかもしれない。もっと早急に計画を進めるべきなのでは。
- 自分の土地に公共施設が建つことになったら、自分はどの土地に行けばいいのか、移る先の土地の地番がどのようにして決まるのかといった不安がある。また、跡地計画はどこが行なうのか。どのくらい計画が進んでいるのか。
- 県道 11 号線の計画があったと思うが、整備が全然進んでいない。渋滞がひどいので早く工事を始めて欲しい。普天間の返還に伴うまちづくり計画によって現在計画されているものはどうなるのか。

③情報提供のあり方に関する意見

- 地域での説明会はあと何回開催し、具体的にどのようなことをやっていくのか。
- 地権者・市民への情報提供はどうなっているのか。
- 色々な状況変化に対する地主の心配をなくすよう、住民との話し合いの場を持つことが一番大切である。
- 多くの分かりにくい情報が入ってくるが、分かりやすく民間に知らせてほしい。
- 文書の送付の仕方を我々が分かりやすいように検討してほしい。
- 都市マスについて、口答だけでなく、資料も準備して説明して欲しい。

④情報として欲しい内容

- 基地内の自分の土地の場所が分からないので、地図等で分かりやすく表示してほしい。
- 地籍が確定していない土地を、明示していただきたい。地籍が確定していない地権者はどの程度いるのか。まちづくりの流れの中で、どのあたりで地籍の明確化をやるのか。
- 行政側の土地活用のメニューは、いつ頃、どのように具体化していくのか。行政側の土地活用が確定しない限り、個々の周辺地権者の土地活用が考えにくい。
- ホームページアドレスを教えてください。
- 「合意形成推進委員会」の具体的なメンバーが知りたい。
- 航空写真上に各字は表示されているが、地籍も表示して欲しい。自分の土地がどこにあるのか知りたい地権者は大勢いると思う。
- 国などから得た情報や、協議会など政府間で行なわれた会議の結果を全て地権者に公開してほしい。
- 地権者の所有面積と、軍用地面積は合致するのか。
- 財政支援の内容について教えてください。
- 基地全体の面積はどのくらいで、そのうち民有地、国有地、県有地、市有地の割合はどのくらいなのか。
- 一坪地主の実態が知りたい。
- 新都心ではどのような土地活用方法がとられたのか。また、それについてのメリット、デメリットがあれば教えてください。
- 都市マスについて、ワークショップなどを行っているようだが、現段階でもう少し説明できる内容になっていないと、時期的におかしいのではないかと。地権者や市民に途中段階でも示すべきである。
- 等価交換方式としては、分譲マンション、借地方式としては、スーパーやファーストフード、最近では病院などが県内の事例としてある。そのような具体的事例を次回の懇談会で示してもらいたい。

⑤まちづくりや懇談会の進め方に関する意見

- 具体的にどのようにまちづくりがなされ、自分の土地がどのように使われるのか、地主は気になっている。どんな人たちがどういった場でまちづくりに参加できるのか。

- 前もって、このように勉強会をすることは非常に良いことだと思う。
- 新都心の倍に近い大規模な跡地開発なので、返還から工事着工は長い時間がかかるだろう。せっかくこのような集まりがあるのだから、多くの若い人たちにも参加して欲しい。そのためにも、平日だけではなく週末にも懇談会の日程を設定して欲しい。

⑥開発に関する物理的な不安

- 大山ではタイモ生産が盛んであるが、開発により水脈が変化し、それにより農業への影響が出るのが心配である。
- 伊佐には河川があり、基地内の雨水が集中して流れてくる。開発の際には十分調査を行う必要があると思うが。
- 伊佐地域に住んでいるが、開発後の雨水被害が心配である。
- 下水道計画はどうなっているのか。
- 伊佐地域の交通網に不安があるが、都市計画は見直しされるのか。
- 普天間飛行場には斜面地や墓地が多いが、どのように開発しようと考えているのか。

⑦文化財に関する意見

- 文化財の発掘は、お年寄りの話を聞いて、その場所を絞ったらよいのではないか。
- 文化財の調査事業はどうなっているのか。
- 普天間飛行場内の文化財について、重要度や開発の有無などの基本指針はあるのか。文化財の認定等については、第三者機関を通して早めに行なう必要があると思う。

⑧基地内調査、原状回復に関する意見

- 基地への立ち入り調査に対する規制に変化があるのか。
- 普天間の跡地利用について、現状の施設を壊したあとは、どのような原状回復をするのか。また、コンクリートなどの廃棄物の処理はどうするのか。
- 返還前に、土地の汚染状況などの環境調査を行なうことができるのか。

- 去年、基地内の環境調査の際に、米軍から立ち入りを拒否されたようだが、その後の動向はどうなっているのか。
- 現在、立ち入り調査は難しいということだが、返還されてから調査している間は、まちづくりの時期が遅れるのでは。給付金も3年なので、汚染調査をしている間に、給付期間が終わってしまう。早めの立ち入り調査・作業をお願いしたい。
- 米軍が普天間基地を使用するようになって、57年になる。この長い年月の使用による、廃油、地下水などの汚染が懸念される。現在立ち入り調査をすることが難しいのも理解できるが、少なくとも返還合意がなされた軍用地については、立ち入り調査をさせてもらえるよう、強く求めるべきではないか。北谷のようにまちづくりが進んでから、汚染物がでるようではまずいのではないか。
- 有害物質については、国の方で地主に返還する前に除去して欲しい。

⑨基地返還の動きに対する不安

- 跡地開発は具体的にどのように進んでいるのか。
- SACO 合意に基づき粛々と返還を行うとあるが、それは行われているのか。
- 自分の時代に返還されるのだろうかという心配がある。計画の変更があるたびに地主は心配している。
- 返還にこれだけ時間がかかると、地権者の満足した返還はありえないと思うが、どのような活動をしているのか。
- 返還についてよく分からないので説明をお願いしたい。
- 返還合意がなされて数年経つ。当初の話では、今頃返還時期を迎えていたはずだが、未だ返還時期が見えていない状況だ。天久の失敗を真摯に受け止めて、普天間ではすばらしいまちづくりを行なって欲しい。
- 都市計画の決定はいつ頃になるのか。具体的な返還がわからない今の時期は、地権者としても関心が高まらない。

⑩返還に伴う経済的な不安・要望

- 以前持っていた土地が、バイパスを作るために国に買いとられたため、その代替として新都心に土地を購入したが、周辺の土地利用が進まないため、収入が得られない。公共用地取得についても、今頃になって売ってくれと言ってくる。このように個人の財産に対してずさんな対応では問題があるため、普天間の返還・開発では天久の二の舞にならないよう綿密な計画を行なって

欲しい。

○地代収入だけを頼りに生活している者もあり、返還がいつになるのか知りたい。天久のように開発がなかなか進まない状況を見ると不安になる。現在より収入が下がると、市全体としても、経済的問題が発生すると思う。

⑪国の制度に関する意見

○沖縄振興新法は時限立法で10年であるが、返還の時期がずれ込んだ場合は延長されるのか。

○跡地対策準備協議会は今後どうなっていくのか。

○地位協定第3条の中で、「施設を返還する際に、アメリカは原状回復の義務を負わない」となっているが、地位協定の見直しについて、国との交渉はどうなっているのか。

⑫事業主体や内容に関する意見

○事業は国に実施してもらいたい。

○将来的な土地の減歩率を早急に知りたい。

○普天間飛行場のまちづくりに関する費用は概ねどのくらいかかるのか。

○跡地開発の事業主体はどうなっているのか。

○まちづくりについて、国の予算で行なう範囲はどこまでか。また、どこから地権者の範囲となるのか。

○他の市町村の返還地では、公共用地はすべて減歩によってまかなわれており、地主の負担が大きく、また減歩率に影響するため、道路、公園などの公共用地の大きさも決まりにくかった。普天間では公共用地は国が買収するなどの支援をして、地主の負担を軽くして欲しい。

○まちづくりに関して、地権者以外（市民など）にとっては、りっぱなまちづくりをしてほしいだろうが、われわれは地権者であり、現実的には学校や公園をなしにして、減歩せずに全ての土地が欲しいという気持ちもある。

⑬先行買収に関する意見

- 先行買収の案内がきているが、買収価格はいくらなのか。
- 先行買収価格が安すぎないか。(周辺地価の1/3程度)
- 先行買収に応じた場合の税金の控除は。
- 市では何年くらい継続して先行買収を行うのか。
- 企業誘致用の先行買収も行っているのか。
- 平成13年から先行買収を行っているようであるが、取得した土地は将来どのように利用するのか。
- 土地の先行取得の際、価格はどのようにして決まるのか。土地によって価格が変わるのか。
- 用地の買収を昨年から行なっているとの事だが、公共用地の利用方針はまだなされていないように思う。現在買い上げている土地は代替地として利用するのか。
- 市は地代の2.7倍で軍用地を先行買収しているとのことだが、資金については銀行から借入れなどして、売却希望者の土地の購入をもっと早期に行なう必要があるのではないか。
- 嘉手納では、地代の3.0倍以上が売値の相場となっているが、普天間では返還が決まってから、地代の2.7倍と売値が下がっている。返還されるまでは、土地の価値は同じはずなのに、返還合意で地権者が不利益を被っているように思う。
- 市は土地の早期買収を進めて欲しい。今のうちに計画が何も決まっていないうちが買収しやすいと思う。お金を借りて買収すれば、財源とは関係ないのではないか。
- 市の用地取得について、売買希望が平成13年に95件あり、予算が4億円、平成14年は65件で1億7千万と予算が大きく減っているのはどうしてか。また、買収用地の選考基準はあるのか。

⑭給付金に関する意見

- 軍転法では給付金は3年であり、地主会では7年半に伸ばして欲しいとの要望を出したと思うが、結果どうなったのか。
- 大規模跡地給付金の政令の内容と当地区は該当するのか。
- 給付金のところで使用収益とあるが、使用収益という一つの用語なのか、使用と収益は別々なのか。

- 個人のお墓とか部落の崇拜所については給付金の支給対象なのか。
- 給付金の期限について、地主会はどう理解しているのか。
- 地主としては、軍用地料に代わる収入が得られるような施設がある街づくりをしたい。
- 「給付金」という名称はどうか。「補償金」とすべきではないか。

⑮その他の意見

- 都市計画マスタープラン策定にあたって現時点で継続していくものと見直していくものとを説明してほしい。
- 宜野湾市では普天間飛行場のまちづくりをどう考えているのか。
- 喜友名から真志喜の方へ道路をつくっているようだが。
- 返還時期が不明ということだが、どのような条件が整った時点で「返還」となるのか。移設先が整備されたときなのか。受け入れ先が決定したときなのか。
- 返還がいつになるかわからない上に、基地内の調査もできないような現在の段階から、このように話し合うことに意味があるのか。
- 平成19年の瑞慶覧返還の取り組み状況はどうなっているのか。また、それは、普天間返還とどのように関わってくるのか。
- 跡地利用計画が早く策定された方が、地権者としても土地活用の方向性を決めやすいと思う。
- 若手地権者の選出について、今回の資料には「1～2名」とあるが、地主会からは1名と言われた。何名選出すればいいのか。
- 跡地利用による土地の価格変動に対して、市の対応策は考えられているのか。
- コンクリートがらは、海邦町で再生処理できる状況にある。これら産業廃棄物については道路工事などに役立てて欲しい。再利用することにより、工事費用も削減できると思う。
- 資料にある「那覇広域都市計画の整備・開発及び保全の方針」や「中南部都市圏将来展望調査」とは何か教えて欲しい。
- 用途地域の種類によって、土地価格が変わって地主が損をするようでは困る。
- 地権者の皆さんに対してのお願いだが、字毎の郷友会などで持っている土地については、早めの法人化をお願いしたい。
- 市の窓口ではなく、財団法人として、土地売買の相談も出来る「港北ニュータウン生活保護協会」のような生活支援のセンターを作って欲しい。
- 確立した金融機関を、市や国で誘致してもらいたい。これだけ大規模な跡地では地元の金融機関だけで、対応するのは難しいと思う。
- 住宅展示場や住宅博などを信託銀行を通してやってほしい（建設活性化のため）。また県内に信託銀行の立ち上げを行なって欲しい。

